

山口市食料・農業・農村振興プラン



Y A M A G U C H I

平成21年3月
山口市

はじめに

我が国は、食料の多くを海外からの輸入に頼っています。

昭和40年度に73%であったカロリーベースによる食料自給率は、食生活の多様化や洋風化に伴う米の消費量の減少などの影響により、平成19年度には40%と大幅に減少しています。一方で、輸入農畜産物に頼ることによってもたらされていた豊かな食生活は、異常気象や残留農薬問題の頻発などにより、不安定な状況にあります。



さらに、食料自給率の向上や安心して安全な農畜産物への関心が高まる中、地産地消の取り組みも盛んになっていますが、担い手の高齢化、農業従事者人口の減少に伴う耕作放棄地の増加など、我が国の農業を取り巻く現状は依然として厳しく、的確な対策が求められています。

このような状況を受け、山口市の特性に応じた食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、このたび「山口市食料・農業・農村振興プラン」を策定いたしました。

本市は、山口県の中央部に位置し、北は中国山脈から南は瀬戸内海沿岸に至る多彩な自然や、生産と消費の現場が近いという地域特性を有しています。私は、このような特性を活用し、市民・生産者・消費者・事業者・農業関係団体・行政が連携・協力し、それぞれが主体的に農業や農村がもたらす多彩な恵みを生かしたまちづくりに取り組むことで、安定的な農業経営や農業・農村の持続的な発展、安心して安全な食料の供給が実現できるものと考えております。

農村地域の経済を支える主要な産業である農業によって生産された安心して安全な食料は、消費者である私たちの生命を支え、農村は自然や景観などを育み、市民にゆとりと安らぎを与えてくれる重要な役割を果たしています。農業・農村は、生産者に限らず、市民にとっても貴重な共有財産であり、そのため、本プランの推進には、生産者や行政の努力のみならず、市民一人ひとりの御理解と御協力が必要となります。皆様におかれましては、本プランにお示ししております役割に基づいて積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

結びに、本プランの策定に当たり、熱心な御審議のもとに貴重な御提言をいただきました山口市食料・農業・農村振興プラン策定委員会の委員の皆様をはじめ、策定に御協力をいただいた多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成21年3月

山口市長 渡辺純忠

目 次

第1章 策定に当たって

1 趣旨	1
2 名称	1
3 プランの位置づけ	1
4 プランの性格	2
5 計画期間	2

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

1 食料自給率の低下	5
2 食の安全・健全な食生活に対する関心の高まり	5
3 グローバル化の進展	5
4 担い手の高齢化・減少と耕作放棄地の増加	6
5 多面的機能と農業や農村に対する期待の高まり	6
6 地球温暖化現象における影響	6

第3章 山口市の農業の特性と主要課題

1 特性	9
(1) 県央部でありながら、多彩な自然環境	
(2) 県内トップクラスの農畜産物生産地	
(3) 本市農業を支える多様な担い手	
(4) 3つの道の駅	
2 主要課題	11
(1) 農家人口・農業就業人口の減少	
(2) 農業生産基盤の整備	
(3) 食と農のつながり	

第4章 基本理念と将来像

1 基本理念	17
2 将来像	18

第5章 施策の基本的な方向

第1節 未来に継承できる農業づくり

1 多様な担い手の育成・支援	21
2 時代、ニーズにあった多彩な農業生産	21
3 農業生産基盤の整備・維持管理	22

第2節 親しみのある食と農の関係づくり

1 食と農の関係づくり	22
-------------	----

第3節 魅力と活気にあふれる農村づくり

1 緑と活力あふれる農村の振興	23
-----------------	----

第6章 施策展開の内容

第1節 未来に継承できる農業づくり

1 多様な担い手の育成・支援	25
(1) 安定した農業経営の推進	
(2) 地域農業の持続・発展	
(3) 新規就農者等の育成	
(4) 担い手育成支援機能の充実	
2 時代、ニーズにあった多彩な農業生産	27
(1) 農畜産物への安心感・安全性の確保	
(2) 環境にやさしい農業の推進	
(3) 米の生産調整の推進と園芸作物等の振興	
(4) 鳥獣等被害防止対策の推進	
(5) 畜産業の振興	
(6) ブランド化の推進	
(7) 農商工の連携の強化	

3	農業生産基盤の整備・維持管理	31
	(1) 多様な担い手による農地の適正な維持管理	
	(2) 農地情報の整備・提供	
	(3) 農地の多様な活用	
	(4) 効率的、戦略的に農業を営める基盤づくり	
	第2節 親しみのある食と農の関係づくり	
1	食と農の関係づくり	33
	(1) 生産と消費の相互理解の増進	
	(2) 学校給食等との連携	
	(3) 直売活動等の支援	
	(4) 販路拡大の推進	
	(5) 農業に親しむ機会づくり	
	(6) 食育と健康づくり	
	第3節 魅力と活気にあふれる農村づくり	
1	緑と活力あふれる農村の振興	37
	(1) 農村の生活環境の整備	
	(2) 地域づくりの推進	
	(3) 都市と農村の交流の推進	
	第7章 地域ごとの方向性	
1	北部地域	41
2	中部地域	42
3	南部地域	43
	第8章 重点プログラム	45
	重点プログラム1：未来へつなぐ「農」	46
	重点プログラム2：「食」と「農」をつなぐ	47

第9章 推進方策

1 各主体の役割	49
(1) 農業者の役割	
(2) 農業関係団体等の役割	
(3) 市民・消費者の役割	
(4) 事業者の役割	
(5) 行政の役割	
2 プランの管理	51
3 多様な制度の活用	51
4 予算措置	51

山口市食料・農業・農村振興プランの施策体系	52
-----------------------	----

資料編

山口市食料・農業・農村振興プラン策定委員会設置要綱	55
山口市食料・農業・農村振興プラン策定委員会委員名簿、策定経過	56
各種アンケート調査（一部抜粋）	57
用語等説明	67

本文中、下線（ ）を付した用語等については、67ページ以降をご参照ください。

第 1 章

第1章 策定に当たって

1 趣旨

近年、食料、農業及び農村をめぐる情勢は、食料自給率の低迷、農業従事者の減少や高齢化に伴う農業生産構造の脆弱化の進行や耕作放棄地の増加、国土や自然環境の保全といった農業、農村の持つ多面的機能の低下などが懸念されるとともに、食の安全性の確保をはじめ、バイオマスの循環利用や地産地消への取組など、新たな課題も多く生じており、著しく変化してきています。

このような情勢の中、国においては平成17年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、望ましい農業構造の確立に向けた担い手の確保・育成や食料の安定供給の確保に関する施策を実施していくこととしています。

また、山口県においては、「やまぐち食と緑のプラン21」により、各般の施策を展開しています。

このような動向を踏まえつつ、市民や農業者などの多様なニーズに応えるとともに、平成17年10月の山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町の1市4町の合併により誕生した新「山口市」における自然や経済、社会的諸条件に応じた、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、指針を策定するものです。

2 名称

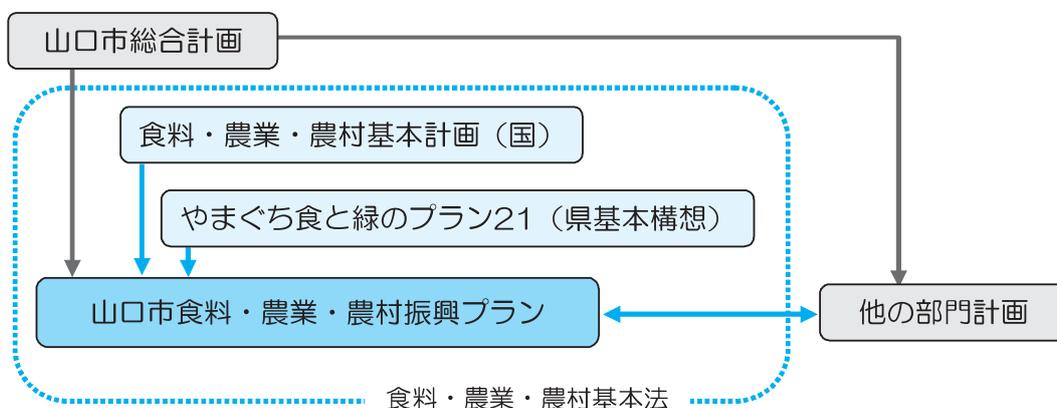
この計画は、農畜産物の生産という農業の振興だけでなく、市民への安全な食の供給、また全市民の共有の財産としての農村の発展も対象範囲としており、施策の展開を素直にイメージできるように、名称を「山口市食料・農業・農村振興プラン」とします。

3 プランの位置づけ

平成19年10月に策定した「山口市総合計画」を上位計画とし、農業などの振興の視点から、その実現に向けての有効な方策を定めるとともに、他分野政策との連携・連動を図ります。

本計画は、食料、農業及び農村に関する施策の全体像を示すとともに、具体的な取組を効果的・効率的に進めていく上での指針であり、基本となるものです。

「山口市食料・農業・農村振興プラン」の位置づけ



4 プランの性格

農業は、農村地域の経済を支える主要な産業です。農業によって生産された安心で安全な食料は、市民を中心とした消費者の生命を支えてくれます。

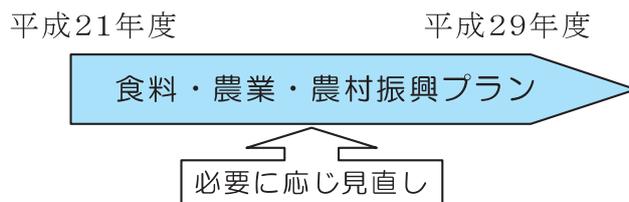
また、農村は自然や景観などを育み、市民にゆとりと安らぎを与えてくれる重要な役割を果たしています。

このため、市民、農業者、行政、農業関係団体、流通や加工事業者などがそれぞれの役割を明らかにするとともに情報を共有し、連携・協力し、協働しながらプランを推進することとします。

5 計画期間

山口市総合計画との整合性を図り、平成21年度から平成29年度までを計画期間とします。

なお、食料、農業及び農村を取り巻く情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ、プランの見直しを行うこととします。



第 2 章

第2章 食料・農業・農村を取り巻く情勢

1 食料自給率の低下

わが国は食料の多くを海外からの輸入に頼っており、昭和40年に73%あった食料自給率は、平成19年では40%と大きく低迷しています。

食料自給率が低下した要因としては、国内で自給可能な米の消費が大幅に減少する一方、コスト面での制約などから、国内で生産が困難な飼料穀物や油脂原料(大豆、なたね)を使用する畜産物や油脂の消費が大幅に増加したことなどによります。

食料自給率の向上のために、消費面では、日本型食生活の実践などによる食生活の見直しといった地産地消の推進、生産面では、多様化している消費者ニーズに応えた国内農業生産の拡大などを図る必要があります。

2 食の安全・健全な食生活に対する関心の高まり

BSE問題、輸入農畜産物の残留農薬問題、食品偽装問題などで、消費者の食の安全に対する信頼が揺らいでいます。このため、食生活を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、食品の安全性の確保を目指し、平成15年に食品安全基本法が制定されました。

また、食品安全行政を進めるため、農林水産省に消費・安全局が設置されました。

山口県では、食の安心・安全に向けた取組の一層の推進を図るため、「食の安心・安全推進条例」を制定しています。

本市では、市民が食に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活を送れるよう、「山口市食育推進計画」を策定しています。

3 グローバル化の進展

わが国の農業の動向は国際的な経済社会の動きと密接に結びついており、経済社会のグローバル化が進展している中で、わが国においては、WTO（世界貿易機関）の農業交渉やアジア諸国などとのEPA（経済連携協定）交渉について、「多様な農業の共存」を基本理念として、輸入国と輸出国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指し、「攻めるところは攻める、守るところは守る」という姿勢で、国内農業の構造改革の進捗状況に留意しつつ、戦略的かつ前向きに対応すること

としています。

4 担い手の高齢化・減少と耕作放棄地の増加

高齢化や農畜産物価格の低迷などによる深刻な担い手不足など、農業生産構造が脆弱化する中で、意欲と能力のある担い手である認定農業者、新規就農者、農業生産法人などや、地域の農業活動を支える女性・高齢者など、多様な担い手の育成・確保が求められています。

また、農畜産物価格の低迷や担い手不足は、全国的に耕作放棄地が増加する要因にもなっています。

5 多面的機能と農業や農村に対する期待の高まり

農業や農村には、食料を供給する機能だけでなく、農村で農業生産活動が行われることにより生じる、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な機能を有しています。

近年、ゆとり・安らぎなどの価値観が重視されるようになる中で、豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことのできる農業や農村への期待に適切に応えていくことが重要であることから、地域住民だけでなく、都市住民を含めた国民全体の生活を支える共有財産として、農業や農村を振興していく必要があります。

6 地球温暖化現象における影響

地球温暖化現象による世界的な異常気象と水不足や、トウモロコシなどを主原料とするバイオ燃料推進に伴う小麦などの穀物価格の上昇とともに、食料買い付け競争の激化といった食料を取り巻く情勢は、食料の多くを輸入に頼っているわが国にとっては深刻な問題でもあります。

また、輸入農畜産物の残留農薬問題や食品偽装問題などから、食の安心・安全に対する信頼も揺らいでいます。

このようなことから、フードマイレージを減らし地球温暖化防止にも効果がある地産地消の推進や、バイオマスの利活用に対する取組をはじめ、環境に配慮した農業を推進していく必要があります。

第 3 章

第3章 山口市の農業の特性と主要課題

1 特性

(1) 県央部でありながら、多彩な自然環境

本市は、県の中央部に位置し、北は中国山脈から南は瀬戸内海沿岸にいたる、東西約43km、南北約44km、面積が約730km²の広範な区域にあります。その内、山地が68.1%に当たる498km²、丘陵・台地は14.1%に当たる103km²、低地は14.5%に当たる106km²となっており、山間部から沿岸部までの多彩な自然環境を有しています。

(2) 県内トップクラスの農畜産物生産地

本市の農業産出額、耕地面積は県内で2番目ですが、麦、キャベツ、タマネギ、カボチャ、ピーマンの収穫量は県内一となっています。

また、山口県のオリジナル野菜であるはなっこりーも、県内一の収穫量があり、首都圏への出荷も行っています。

さらには、県内では最初に大豆乾燥調製施設を整備し、県内他市町の大豆についても調製を受け入れています。

一方で、畜産産出額は、畜産全体で県内3番目、鶏卵については県内一、生乳については3番目の産出額があります。

単位（産出額：千万円 面積：ha 収穫量：t）

	農業 産出額	耕地 面積	収穫量					畜産 産出額	産出額	
			麦	キャベツ	タマネギ	カボチャ	ピーマン		鶏卵	生乳
山口県	6,838	51,200	2,110	8,440	7,130	1,200	395	2,045	726	230
山口市	870	7,090	1,320	2,880	2,200	206	113	294	229	18
割合 (%)	12.7	13.8	62.6	34.1	30.9	17.2	28.6	14.4	31.5	7.8

（資料 平成18～19年山口農林水産統計年報）

(3) 本市農業を支える多様な担い手

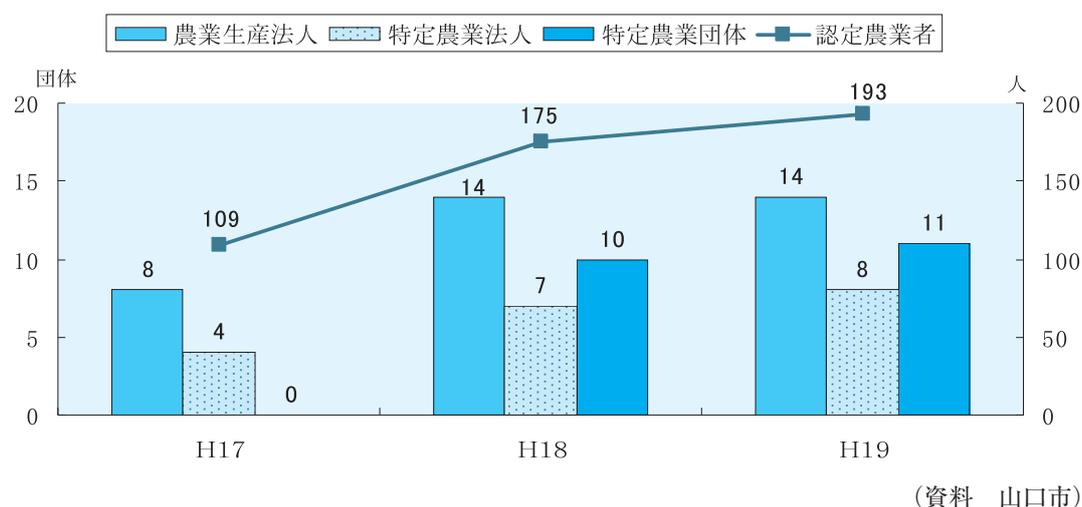
本市には、地域農業を牽引する主力である認定農業者や農業生産法人などの農業経営体が多数存在しています。中でも、認定農業者や特定農業法人、特定農業団体の数では、県内トップクラスを誇っています。

平成14年1月には、認定農業者相互が連携し、情報交換及び各種研究会などの

開催を通じて相互の研鑽に努め、経営の改善・発展を図ることを目的とした「山口市認定農業者の会」が組織されています。この会では、農業経営改善計画を実現する為の研修会や講演会の開催など、さらなる経営感覚を身につけるための活動を自主的・主体的に行っています。

これらの他にも本市には、多くの営農組織や農作業受託組織などがあり、それらの全てがその特質に合った農業経営活動を行うことにより、本市農業が支えられています。

山口市の担い手数



(4) 3つの道の駅

平成17年の市町合併により、県内では萩市に次いで2番目に多い、「あいお」「仁保の郷」「きらら あじす」という3つの道の駅があり、それぞれの道の駅が、地域情報の発信、他地域との交流、農作業体験などの活動や地域特産物の販売などを行っています。

2 主要課題

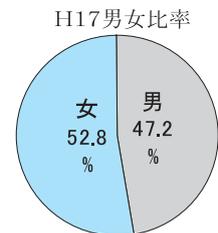
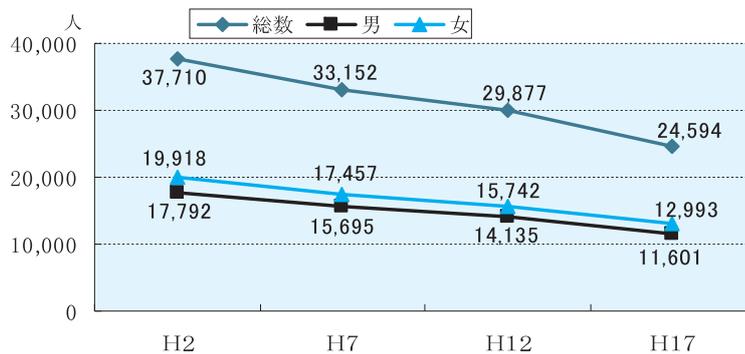
(1) 農家人口・農業就業人口の減少

全国的に高齢化などによる担い手不足が深刻な状況にある中、本市においても農家人口や農業就業人口の減少が進み、農業就業人口の約7割は65歳以上であり、年々高齢化が進んでいます。

とりわけ、中山間地域においては、小規模・高齢化集落の割合が非常に高くなっており、日々の農産物の出荷なども厳しい状況にあります。

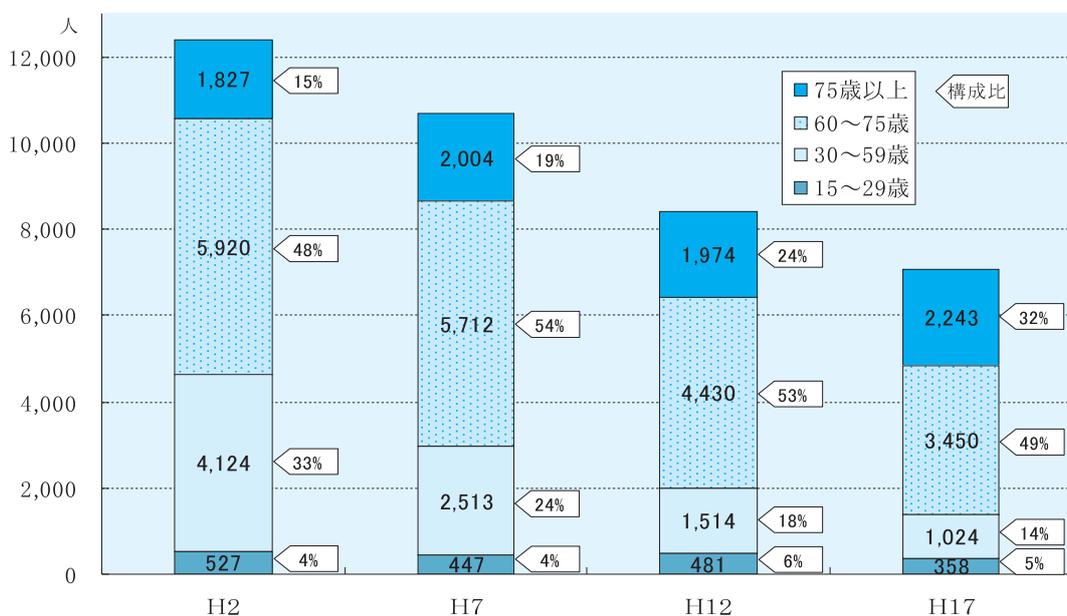
このような中、耕作放棄地の面積が増加してきており、平成18年12月に農業者に対して行った調査では、耕作放棄地となった要因として、「高齢化・労働力不足」や「鳥獣被害」があげられています。

山口市の農家人口（世帯員数）



(資料 農林業センサス)

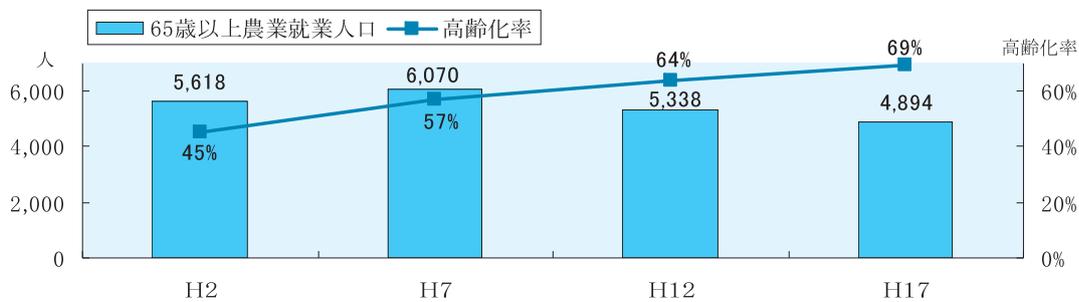
山口市の農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員数）



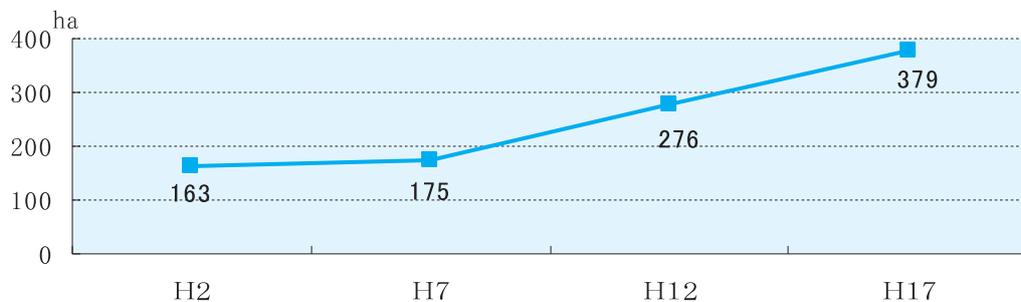
*平成2年（1990年）センサスでは、16歳～

（資料 農林業センサス）

上記のうち、65歳以上の占める割合



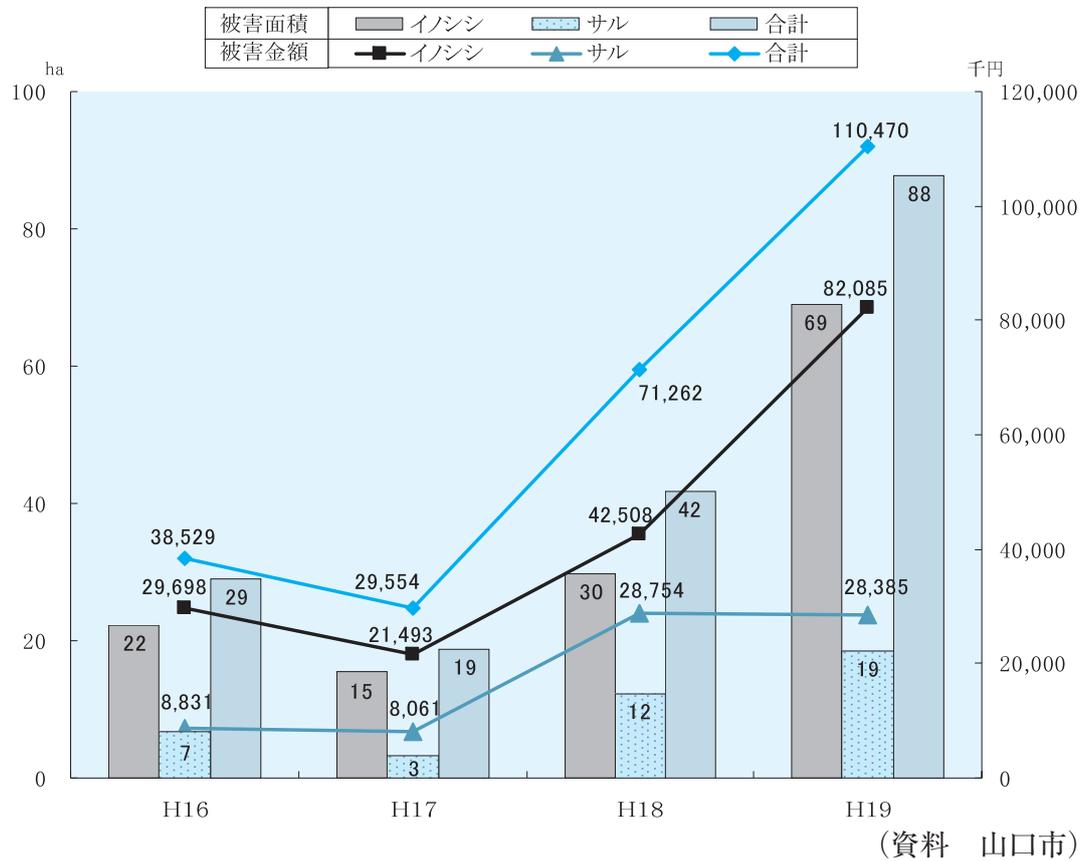
山口市の耕作放棄地面積



※土地持ち非農家を除く。

（資料 農林業センサス）

イノシシ・サルによる農林産物などの被害状況



(2) 農業生産基盤の整備

ほ場の区画を整理し、水の効率的利用や水田の汎用化を可能にし、農地の集団化などに資するほ場整備は、経営規模の拡大や効率的な農業経営、ひいては多様な担い手の農業参入のために有効な手段であるものの、本市において、平成20年7月末日現在における農振農用地区域面積のうち、ほ場整備を行った面積の占める割合は36.7%（現在実施中のものを含めると44.1%）となっています。

ほ場整備事業の実施のためには、土地の権利関係の調整、整理など、地元農業者による長期に亘る主体的な取組が不可欠であるため、今後、高齢化、過疎化が進む中で、中心となって事業に取り組む人材の育成が求められます。

(3) 食と農のつながり

食料自給率が低迷を続ける中、国の定める「食育推進基本計画」や県が策定し

ている「やまぐち食育推進計画」では、食育や地産地消の観点から、学校給食における地場産物を使用する割合の増加や教育ファームへの取組が求められています。本市の学校給食における地場産食材（県産品）の使用割合は平成19年度で38%となっており、地場産物の使用割合を一層増加させるためには、農業者をはじめ、JAや市場、卸売業者などの連携が必要です。

また、地産地消の推進、農業・農村の持つ多面的機能に対する理解を促すためにも、農作業体験など生産者と消費者との交流も推進していく必要があります。

学校給食における地場産食材（県産品）の平均使用率

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
山口県	27%	31%	39%
山口市	28%	31%	38%

（資料 山口県学校給食における地場産食材使用状況調査）



第 4 章

第4章 基本理念と将来像

1 基本理念

本市は、県央部でありながら多彩な自然環境を有するとともに、県内で2番目の広い耕地を有しています。また、認定農業者や農業生産法人などの経営体が多数存在しています。

一方、担い手の高齢化をはじめとした様々な課題への対応や、生産者と消費者との交流の推進などが求められています。

そこで、このような本市農業の特性や課題などを踏まえ、市民・生産者・消費者・事業者・農業関係団体・行政の連携・協力のもと、それぞれが主体的に農業や農村がもたらす多彩な恵みを生かしたまちづくりに取り組むことを基本理念とし、次の3項目を本市農業が目指す基本目標とします。

基本目標1 未来に継承できる農業づくり

施策の基本的な方向	
1 多様な担い手の育成・支援	農業を安定して経営できる担い手を増やします。
2 時代、ニーズにあった多彩な農業生産	消費者のニーズにあった多彩な農業生産が行われるよう、産地化を進めます。
3 農業生産基盤の整備・維持管理	効率的な農業ができる生産基盤を整えるとともに、それらの適切な保全管理により、多面的機能を発揮させます。

基本目標2 親しみのある食と農の関係づくり

施策の基本的な方向	
1 食と農の関係づくり	地産地消などの取組により、生産者と消費者の相互理解を進め、親しみのある食と農の関係を築きます。

基本目標3 魅力と活気にあふれる農村づくり

施策の基本的な方向	
1 緑と活力あふれる農村の振興	都市と農村の交流を進め、魅力と活気にあふれる農村づくりを行います。

2 将来像

「農業・農村がもたらす多彩な恵みが生きるまち」

安定的な農業経営が実現し、農業・農村が持続的に発展する中で農業生産が行われ、安心・安全な食料が供給されているまちを目指します。



第 5 章

第5章 施策の基本的な方向

本市が目指す食料・農業・農村の将来像の実現に向けて、基本目標を踏まえながら、基本的な方向性を示します。

第1節 未来に継承できる農業づくり

1 多様な担い手の育成・支援

本市の農業は、認定農業者や農業生産法人などの経営基盤の安定した担い手や、中小規模の農家など、様々な農業者により営まれています。

そこで、認定農業者や集落営農などの効率的かつ安定的な農業経営を推進しつつ、新規就農者や退職帰農者、農村女性など、多様な担い手すべてが農業経営を展開できる環境づくりを進めていきます。

取組目標

成果指標	平成19年度 (現行値)	平成24年度 (目標値)	平成29年度 (目標値)
認定農業者数	193人	220人	250人
農業生産法人数 (うち特定農業法人数)	14法人 (8法人)	35法人 (23法人)	50法人 (35法人)
新規就農者数 ^(*)	1人	5人	5人
特定農業団体数	11団体	12団体	15団体

*・・・当該年度中に新規就農候補者決定を受ける人数

2 時代、ニーズにあった多彩な農業生産

流通や消費者のニーズを的確に捉えることで、消費者に評価される本市の農畜産業を築きます。

また、近年の安心・安全志向に対応し、エコファーマーなど認証取得の支援や、生産過程を透明化した「顔の見える」農畜産物の供給に努めます。

取組目標

成果指標	平成19年度 (現行値)	平成24年度 (目標値)	平成29年度 (目標値)
エコファーマー認定者数	465人	550人	600人
水稲のうち、契約栽培米の生産数量	4,751 t	6,264 t	7,530 t
重点推進作物等の作付面積	116.9ha	118.5ha	124.5ha

3 農業生産基盤の整備・維持管理

耕作放棄地の発生を抑制していくために、農業者相互、あるいは非農業者も含めた地域全体で農地を適正に管理し、有効活用していく環境づくりを進めます。

また、担い手の確保、農地の管理体制の構築など、持続的な農業経営が可能な体制の構築とあわせ、必要な基盤整備を促進します。

取組目標

成果指標	平成19年度 (現行値)	平成24年度 (目標値)	平成29年度 (目標値)
ほ場整備面積	1,963.0ha	2,158.3ha	2,359.3ha

第2節 親しみのある食と農の関係づくり

1 食と農の関係づくり

市民や消費者に、農畜産物の生産者や産地の姿、生産や流通の過程に関心を持ってもらえる環境づくりに取り組みます。

また、学校給食などにおける地場農畜産物の活用を推進するとともに、直売施設などを中心とした地産地消の取組を一層推進します。さらに、異業種との連携などを通じた経営の高度化を図ります。

取組目標

成果指標	平成19年度 (現行値)	平成24年度 (目標値)	平成29年度 (目標値)
道の駅の農畜産物売上高	184,209千円	210,000千円	220,000千円
学校給食における地場産食材（県産品）を使用する割合	38.0%	50.0%	55.0%
安心・安全システムへの取組農家	361戸	375戸	400戸

第3節 魅力と活気にあふれる農村づくり

1 緑と活力あふれる農村の振興

本市では、農村を農畜産物の生産といった「食を支える機能」、景観・自然環境・レクリエーション・防災といった「農村空間を形づくる機能」、そして食生活・市民のふれあい・レクリエーション・歴史や文化の継承・情操教育・福祉などといった、人と人や、人と農村資源が会うことによって生まれる「文化交流機能」を発揮する場所として捉えます。

このことを踏まえ、農村の持つ機能を生かす環境づくりの実現のため、農村の整備及び都市と農村の交流についての取組を行い、「緑と活力あふれる農村づくり」を進めます。

取組目標

成果指標	平成19年度 (現行値)	平成24年度 (目標値)	平成29年度 (目標値)
都市農村交流の人口	1,759千人	1,800千人	1,900千人



第 6 章

第6章 施策展開の内容

第1節 未来に継承できる農業づくり

1 多様な担い手の育成・支援

(1) 安定した農業経営の推進

専ら農業を営む者や経営意欲のある農業者、特定農業団体、あるいは農業生産法人が、創意工夫を生かし、効率的で安定した農業経営が展開できるよう支援するとともに、これらの経営が本市農業生産の大部分を担う農業構造の確立を目指します。

① 認定農業者の育成・支援

経営意欲があり、一定以上の経営規模のある農業者に対しては、認定農業者へのステップアップを支援します。

また、認定農業者の経営規模拡大を促進するとともに、経営技術向上のための研修の充実を図ります。

② 担い手相互の連携・交流・ネットワークづくりの推進

栽培技術や作業効率、コスト削減などの農業経営に関する高いレベルの知識の標準化や意識改革を目的として、認定農業者や経営意欲のある農業者、さらに集落営農組織相互の連携の機会を創出するとともに、交流・ネットワークづくりを推進します。

③ 法人化・家族経営協定締結の促進

一層の規模拡大や経営安定を目指す農業者に対して、法人化を促進します。

また、家族的な経営においては、女性が農業経営により一層参画できるよう、役割分担や給料などを明確にするために家族経営協定の締結を促進します。

(2) 地域農業の持続・発展

小規模な農家や兼業農家、高齢農業者なども生きがいを持ってその知識と技能を生かしつつ、営農に参画できるよう、集落営農の組織づくりを推進します。

また、集落営農を基礎とした、農業生産法人を目指せる組織づくりを促進します。

① 集落ビジョン作成支援と集落リーダーの育成

集落営農を推進するために、集落営農を視野に入れた集落ビジョンづくりを支

援し、合意形成のための組織の牽引役となる集落リーダーの育成を図ります。

②集落内組織の強化・再編

農地の組織的な利用調整の推進による作物振興、土地利用、また、後継者の受入体制の整備などを目的として、組織の体制強化・再編による基盤強化を図るとともに、法人化を促進します。

③集落間連携や広域化の推進

作物の作付調整や農作業受委託、農地保全などにおいて、集落相互の連携や広域的な取組を推進します。

また、労働力が不足している集落や地域においては、集落営農を基本としつつ、余力のあるオペレーター組織や農業生産法人と連携した労働力の補完を促進します。

(3) 新規就農者等の育成

後継者不足・労働力不足の解消のため、若者をはじめ、UJIターンや定年退職者、女性といった地域内外の潜在的な労働力の発掘・起用を進めていくとともに、他産業からの農業への参入を促進します。

①新規就農者の育成・支援

若者が新規就農する事前準備として、経営感覚と技術習得を目的に、一定期間、研修施設や農業者の指導の下で農業研修を受ける機会を確保します。

②中高年層や女性の就農

定年などにより就農しようとする中高年層、また、家族経営にあって実質的に経営主との共同経営になっている女性など、経営意欲のある者に対し、就農、自立に向けた取組を促進します。

③他産業からの参入

多様な担い手の確保の一環として、既存の農業者や集落営農組織に及ぼす影響を十分に考慮しながら、とりわけ、農地が耕作放棄される恐れがある地域において、建設業などの農業への参入を促進します。

また、農作業が集中し、一時的に労働力不足になる時期において、作業を受託する企業の参入を促進します。

(4) 担い手育成支援機能の充実

担い手の確保及び育成・支援のために、経営安定に関する情報や技術の提供など、総合的な支援体制の充実を図ります。

①多彩な情報の提供

国際化の進展や日々刻々と変化する農業情勢、市場の状況、経営手法など、関係機関と連携し、情報媒体を活用しながら、多彩な情報を提供します。

②経営安定を目的とした支援事業の充実

担い手の効率的かつ安定的な農業経営を促進していくため、研修支援、融資などの資金援助、リースなどの条件整備の充実を図ります。

2 時代、ニーズにあった多彩な農業生産

(1) 農畜産物への安心感・安全性の確保

安心・安全ニーズに対応できる生産システムを構築し、農畜産物への安心感・安全性を確保します。

①認証制度などへの取組の推進

国・県において実施されている認証制度に対応した生産技術の修得や、GAPの導入を促すなど、安心・安全ニーズに対応できる農業者の育成や産地づくりを推進します。

②「顔の見える」販売の促進

消費者の農畜産物の安全性への理解を増進し、安定的に需要を伸ばしていくために、安心・安全な生産システムを構築し、生産者や産地、生産過程の透明化など「顔の見える」販売活動を促進します。

(2) 環境にやさしい農業の推進

農薬の使用低減や、家畜排せつ物や稲わらなどの有機質資源（バイオマス）の循環利用による化学肥料を低減する循環型農業を推進することで、環境への負荷低減を図ります。

また、関係機関や有機農業者・消費者などと検討を行いながら、化学肥料や農薬を使用しないことを基本とする有機農業を推進します。

① 耕畜連携の推進

有機質資源として活用するために家畜排せつ物を堆肥化し、水稻や飼料作物などの栽培に利用することで耕畜連携を図るとともに、循環型農業を推進します。

② 循環型農業による環境への負荷低減

農畜産物の安全性の確保、環境への負荷低減を図るために、関係する行政各機関、農業関係団体と連携しながら、有機質資源の循環利用を促進するとともに、エコファーマー認定者数の増加を図ります。

あわせて、化学肥料などの価格上昇局面においても安定した食糧生産を持続するために、効率的な施肥体系への転換を促進します。

③ 有機農業の推進

農業体験学習や都市農村交流などの活動と連携して、地域の豊かな自然のもとで営まれる有機農業に対する理解と関心を増進する取組の推進に努めます。

また、関係団体と連携・協力して、有機農業者と消費者、それを繋ぐ市場、販売店、外食業者などとの情報交換会の場を設けるなどの橋渡しに努めることで、相互理解の増進を図ります。

④ 省エネルギー・新エネルギーの導入

省エネルギー効果の高い設備や技術の導入、あるいはバイオマスを活用するなどの農業生産にかかる燃料消費の削減につながる取組を促進します。

また、化石燃料の代替燃料について、都市部や農村部に眠っている未利用資源の利活用を中心として、農業生産での活用と地域内循環の取組を促進します。

(3) 米の生産調整の推進と園芸作物等の振興

地域の関係機関で構成される地域水田農業推進協議会ごとに策定している「地域ビジョン」に沿った米の生産調整の推進、転作水田の活用などにより、需要動向に対応した農業を目指します。

① 生産調整の推進

農業者が主体となり、国の制度に沿って需要量に応じた米の生産調整を推進することで、米価の下落防止を図ります。

② 転作田の有効活用

生産調整により水稲を作付しない水田を計画的かつ有効に利用するため、地域水田農業推進協議会ごとに効果的な助成メニューを定め、地域の特性にあった農産物の生産を目指します。

③ 園芸作物の振興

「地域ビジョン」に掲げる重点推進作物の生産を促進し、地域の特性に応じた産地の拡大を目指します。

また、関係機関と連携をとりながら、生産者の経営安定を図るための支援を行います。

(4) 鳥獣等被害防止対策の推進

関係機関や専門家と連携しながら、鳥獣被害防止に有効な情報を収集し、その啓発に努めます。

また、サルとイノシシについてはとりわけ被害が大きいことから、山口市鳥獣被害防止計画により、重点的に被害防止に取り組みます。

あわせて、スクミリング貝や病害虫による被害の軽減に努めます。

① 鳥獣被害防止対策の推進

被害地域における電気柵などの設置や接近警報システムの整備などの集落ぐるみの被害防止対策を支援するとともに、被害防止などに関する情報の収集、発信に努めます。

② 病害虫の防除対策の推進

被害面積の増加が深刻なスクミリング貝とともに、様々な病害虫についての防除活動支援や発生予報の情報提供などを実施し、総合的な防除対策を推進します。

(5) 畜産業の振興

飼養頭数の増加など経営規模拡大による経営の安定化を支援するとともに、交配・飼養技術の向上による高品質化・安定出荷を促進します。

また、自給飼料の生産拡大、堆肥施設の整備による耕畜連携を図ることで、環境に配慮した資源循環型の地域農業を推進します。

①肉用牛・乳用牛の振興

飼料生産や家畜排せつ物の処理施設と連動した、飼養体系の確立を図るとともに、機械化や規模拡大による低コスト化を推進します。

また、適切な糞尿処理による畜舎・飼養環境の衛生化を推進します。

さらに、山口型放牧を推進し、飼養管理の省力化と農地保全を促進します。

②中小家畜（豚、採卵鶏、ブロイラー等）

各経営体の連携を促進し、安定的な生産体制の確立を図るとともに、ブランド育成や加工による付加価値化を促進します。

③養蜂の推進

菜の花やレンゲなどの景観作物の作付により、みつ源を確保するとともに、ハイブリッド種の導入による採みつ性の向上を目指します。

また、イチゴ農家との連携など、他業種との交流を図ります。

④粗飼料の安定確保

畜産農家と営農組織との連携による良質な粗飼料の安定確保に努めるとともに、堆肥と稲わらの交換といった、耕畜連携のための仕組みづくりを図ります。

⑤防疫

安心・安全な畜産物を求める消費者ニーズに応えるため、生産者に対する飼養衛生管理基準などの遵守や各種疾病の発生予防に努めます。

（6）ブランド化の推進

付加価値の高い農畜産物や農産加工品の生産、あるいは消費者に信頼される農畜産物を提供することによる有利販売を促進します。

また、地域の特性に応じた競争力の高い産地の育成を図ります。

①ブランドづくり

生産者、農業関係団体、行政機関などが一体となって、地域の個性的な農畜産物や農産加工品などの掘り起こしとともに他産地の情報収集などを行い、市場評価を高め、山口ブランドづくりを進めます。

②ブランドの宣伝・普及

各種メディアの活用などによる宣伝活動を通じ、山口の農業のイメージアップ

を図るとともに、山口ブランドの積極的な宣伝普及活動に努めます。

(7) 農商工の連携の強化

農畜産物の新たな需要の掘り起こしと積極的な活用を一層推進するため、農業と商工業などがそれぞれの技術やノウハウを持ち寄りながら新商品やサービスを生み出す「農商工連携」を促進します。

①情報共有と交流の推進

関係機関と連携し、農業と商工業などの他産業との地域内連携を促進するため、情報の共有や交流を進めるとともに、人と人とのネットワークづくりに努めます。

また、マーケティング意識を高めることを目的に、農業者を対象とした研修の機会を確保します。

3 農業生産基盤の整備・維持管理

(1) 多様な担い手による農地の適正な維持管理

農業の持つ多面的な機能を守るため、地域や集落を越えて、農業者、さらには非農業者も含めた多様な担い手の参画のもと市民ぐるみで農地を守っていく体制の構築を促進します。

①農地を保全する活動への支援

「中山間地域等直接支払制度」や「農地・水・環境保全向上対策」など、農業者、あるいは非農業者も含めた地域ぐるみの農地の保全活動への支援を進め、地域における農地保全のための体制づくりを促進します。

②集落内における農地の利用改善活動の促進

農地の利用調整を図る組織と農作業を行う組織が相互に連携し、集落自らが集落内の農地の有効利用を図ることを目的とした農用地利用改善事業が多くの集落において展開されるよう、促進します。

③集落間連携や広域化の促進による農地の有効利用

集落相互の連携や広域化により、農地の有効活用の広域的な調整活動を促進します。

また、広域農作業受託組織や調整を行うための組織の育成など、広域的な農地

の利用調整活動を促進します。

④耕作放棄地の解消

農業関係者のみでなく地域全体の問題として、新たな耕作放棄地の発生防止及びその解消に向け取り組むため、地域における役割分担や補完関係、また、関係組織及び地域相互による補完関係の構築を促進します。

(2) 農地情報の整備・提供

経営意欲のある農業者や担い手に対し、農地を集積し、農地の有効活用が図られるよう、農地情報を収集、整理し、効率的かつ効果的に提供できる体制の構築に努めます。

① 農地情報の共有と提供

関係機関との連携のもと、所有権や利用権などの農地情報を共有できるシステムの構築とともに、個人情報 の 適 正 な 管 理 の も と、 効 果 的 な 提 供 に 努 め ま す。

② 農地流動化のための相談体制の構築

相談窓口の一元化、関係機関の迅速な連携体制の構築により、農地の利用集積を促進します。

(3) 農地の多様な活用

営農上の活用が困難な農地については、環境の保全及び地域の振興策に配慮した活用を促進します。

① 農地の持つ機能の啓発の場

景観作物の作付などにより、自然景観や生態系の維持、水源かん養など、農地の持つ多面的な機能を広く市民に啓発するための場としての活用を促進します。

② 農業に触れる場

市民農園や体験農園など、市民が農業を体験し、農業に対する理解を深める場としての活用を促進します。

(4) 効率的、戦略的に農業を営める基盤づくり

優良な農地を維持・保全するとともに、持続的な営農を目指すソフト施策と一

体となった基盤整備を促進します。

①優良農地の確保

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地などの優良な農地を、良好な状態で維持・保全するとともに、その有効利用を図ります。

②農地及び農業用施設の整備促進

効率的に農業を営んでいけるよう、農地や農道、用排水施設などといった農業用施設の機能の維持増進に努めます。

特にため池については防災上の観点にも考慮し、計画的な整備を促進します。

③基盤整備の促進

担い手の育成・確保、多様な農産物の生産及び農地の管理など、持続的かつ戦略的に農業を営んでいくことのできる体制の構築と併せ、環境との調和にも配慮した基盤整備を促進します。

また、中心となって活動する人材が不足している地域については、事業導入に向けた集落の合意形成に対する支援に努めます。

第2節 親しみのある食と農の関係づくり

1 食と農の関係づくり

(1) 生産と消費の相互理解の増進

生産者から農畜産物、農業や農村の情報を提供していくことで、市民をはじめとした消費者の関心を高めます。

また、生産と消費の現場が近いことを生かし、市民や消費者が生産現場や農業、農村に実際に触れる機会を創ります。

さらに、市民を中心とした消費者相互による自主的な話し合いや活動の中から生まれる情報を、生産者に提供できる環境づくりを進めます。

①PR・啓発活動

市報やホームページなどを積極的に活用し、農家の顔や生産現場の姿、農畜産物の販売店舗や朝市の紹介など、消費者に農業や農村が身近に感じられるよう多彩なPRを図ります。

また、生活改善実行グループや消費生活グループなどの様々な市民の活動と連

携し、市民に普段の食生活と農業・農村との関わりを啓発することで、農畜産物の価格や価値の適正な認識を促し、地産地消に対する理解を深めるとともに、農業を支えていこうという気運の醸成を図ります。

②子どもたちへの教育活動

普段の生活や社会教育及び学校教育の中で、子どもたちが口にしてしている食物を「誰がどのように生産しているのか」がわかるような学習の機会を提供します。

また、食生活に関わる文化や、身近な農畜産物を育む山口の自然環境を具体的に理解できるような機会の提供に努めます。

③ふれあいの場づくり

生産者と消費者が交流できる機会を創出し、市民自らの活動として取り組めるよう、相互に理解しあえる環境づくりを促進します。

(2) 学校給食等との連携

既存の供給ルートや体制に配慮しながら、学校、旅館などと連携し、地産地消の取組を進めます。

①学校給食との連携

子どもたちが農業や自然などを意識できる機会の一環として、学校などの給食における地産地消の取組を推進するとともに、「給食だより」などを活用し、地場産食材に関する情報を積極的に提供して、子どもたちや保護者の、食や農に対する理解を促進します。

②ホテルや旅館、レストラン等の飲食施設との連携

旅館をはじめとした宿泊・飲食施設との連携を図ることで、市内外の消費者に対し、豊かな食の提供を促進します。

(3) 直売活動等の支援

生産者と消費者が対面で交流できる、朝市などの直売活動を支援します。とりわけ、高齢、小規模農家などによる少量多品目の生産・出荷体制の確立を図ります。

①直売施設等の活動

朝市や直売施設、店舗などに設置される直売コーナーの相互交流・連携を進め、

消費者情報の共有や全体的な経営能力、サービスや技術の向上を図ります。

また、より多くの来客を目指し、共同イベントなどを行い、地産地消を推進します。

②インターネット等を活用した新しい販売活動

生活スタイルの変化に対応し、インターネットなどを活用した生産者と消費者をつなぐ新しい1対1の販売活動を促進します。

③生産・出荷体制の確立

直売活動における対面販売の中での消費者ニーズの収集などにより、需要に応えられる生産体制の確立を促進します。

また、生産者、直売施設及び他の事業者の連携などにより、集・出荷体制の確立を促進します。

(4) 販路拡大の推進

広域的流通と地産地消の双方を軸とする多様な流通販路に対応した、農畜産物の提供を促進します。

①市場等への供給

市場流通を中心とした広域的な流通に応えるため、適地適産を基本とし、産地化・ブランド化を進め、需要に応じた安定的かつ計画的な農畜産物の供給を促進します。

②学校給食等への供給

地産地消の取組を推進するため、学校給食や旅館、レストランなどの飲食施設などと連携した農畜産物の供給を促進します。

③直売活動等への供給

直売施設などにおける対面販売活動を支援し、特に小規模農家や兼業農家が行う多彩な農畜産物の生産活動を促進し、所得機会の拡大に努めます。

④農産物加工の推進

農村女性などにより行われる、地域の農畜産物を生かした加工活動の強化などにより、起業的な展開への取組を促進します。

(5) 農業に親しむ機会づくり

自分たちの食を支える農業に触れる機会を提供し、自然の恩恵や食に関わる様々な活動に対する理解の促進を図ります。

①学校等での取組

幼稚園では、遊びを通じた様々な人や自然との関わりの中で、農業体験などの直接体験の機会を提供します。小学校低学年では生活科で、中学年・高学年では理科や社会科、及び総合的な学習の時間や特別活動で、また中学校でも総合的な学習の時間や特別活動において、農業体験活動をするなど、幼稚園・小学校・中学校での学びのつながりを大切にしながら、食や農に対する理解を促進します。

②地域での取組

棚田オーナー制度や市民農園など、農業生産活動の全過程を体験できる取組を支援します。

また、農家民泊や農業体験のみならず、調理や加工体験を行ったり地域の歴史や文化を学んだりといった幅広い活動を行う、教育ファームなどへの取組を推進します。

(6) 食育と健康づくり

食料自給率の低下や栄養バランスが悪化している現状を踏まえ、食育の一環として、ごはん食に関する正しい知識の普及を進め、健康的な食生活を推進します。

①学校給食等での取組

献立に山口や日本各地の特色ある郷土料理を取り入れるなど、栄養教諭などを中心とした様々な活動を通して、日本人にあった健康的な食生活の指導を行います。

②健康的な食生活の推進

山口市食育推進計画を踏まえ、食から心身の健康をつくっていけるよう日本型食生活の良さを見直し、主食・副菜・主菜をそろえたバランスの良い食生活を推進します。

第3節 魅力と活気にあふれる農村づくり

1 緑と活力あふれる農村の振興

(1) 農村の生活環境の整備

農村地域においては、集落戸数の減少や高齢者のみの世帯の増加が進んでおり、農村住民が安心して暮らすための基礎的な生活機能の充実が必要であることから、農村地域の生活環境の整備を推進します。

①基礎的な生活機能の整備

営農の体制づくりと一体となった生産基盤、生活基盤の整備を進め、定住環境の充実に努めるとともに、集落機能の低下が著しい農村地域においては、防災・防犯や消防・救急、さらには日常的な生活交通や医療・福祉サービスなどの体制強化により、農村住民が安心して暮らすための基礎的な生活機能の確保を図ります。

さらに、不足する機能については、広域的な拠点機能による補完を図ります。

②定住へ向けた土地利用

農村地域での無秩序な開発を回避し、まとまりのある優良な農地の保全に努めながら、農村地域の生活環境の整備を促進します。

また、後継者あるいは移住者のための住宅などの確保についても考慮し、定住に向けた土地利用を促進します。

(2) 地域づくりの推進

農村地域の貴重な資源である伝統行事や祭事、豊かな自然環境の保全・整備といった様々な共同活動を通じて、地域社会の担い手でもある農業者を含めた農村住民同士の結びつきを深められるよう、農村住民による自主的な地域づくりを支援します。そして、これらの地域づくりを広域的に補完するため、農村住民だけでなく、農村地域内外を含んだ市民協働による活動へと発展させていきます。

①地域コミュニティの再構築

若者や女性などの多様な主体の地域づくりへの参画を促し、農村地域内の役割分担の見直しを行うなど、地域コミュニティを再構築し、将来にわたって持続可能な自立できる生活圏の構築を支援します。

②地域資源の創出

既存の地域資源の保全のみならず、地域農畜産物の加工による特産品開発など、新たな地域資源の創出に取り組むことで、地域づくりへの意欲の向上を図ります。

さらに、これらの地域づくりを広域的に補完するため、農村住民だけでなく、都市住民やボランティア団体、NPO法人など、様々な市民との協働による活動へと発展させていきます。

(3) 都市と農村の交流の推進

農村地域に存在する様々な資源を観光、教育など、多様な分野にわたって利活用し、都市農村交流を推進します。そして、都市住民の交流活動への参加、都市住民と農村住民の相互理解の推進、都市住民の農村への定住という交流の発展段階を想定し、様々な交流手法を導入します。

また、スポット的に地域資源を生かし、取り組んでいくだけでなく、地域資源を面的にとらえ総合的に都市農村交流の展開を推進していくため、地理的条件などを考慮した交流ゾーンの設定を行い、様々な交流展開を図ります。

①多彩な交流の展開

朝市などを活用した地域農産物販売活動や観光農園、都市農村交流イベントの開催など、都市住民に身近な交流活動をはじめとして、市民農園や体験農園、棚田オーナー制度といった参加型の交流活動、さらには、農家民泊や都市と農村の二地域居住などの滞在型交流など、都市住民の農村への定住に至るまでの多彩な交流活動を展開します。

②総合的な交流の展開

農村における地域づくり活動を基礎とし、農村地域に点在する様々な資源を活用し、観光、教育などの様々な要素を融合させ、一体的に利活用できるルートづくりなどを行うことにより、まとまりのある地域での都市農村交流を図ります。

③情報の発信

農村地域の資源や観光地、交流イベントなどの情報をインターネットなどを利用し広域的に発信することにより、都市住民に農村の魅力を伝え、農村地域への交流人口の拡大を図ります。

第7章

第7章 地域ごとの方向性

本市は山間部から沿岸部まで広範囲にわたっており、気候や地理的条件、土地利用状況などの違いがあることから、地域ごとに異なるこれらの特性を考慮した取組を推進します。

1 北部地域

国民共有の財産である森林や河川など、多くの自然に囲まれている地域です。小規模の集落が数多く点在し、平坦でまとまった農地が少ない地域であり、都市部への人口流出などによる過疎化が著しく、高齢化とともに担い手の不足も深刻な問題となっています。

そこで、地域住民が主体となって作成する地域の土地利用計画と一体となって、将来にわたり農地を誰がどのように利用・管理するのかといった土地利用計画の作成を促進します。とりわけ基盤整備事業の進んでいない地域においては、効率的な農業生産活動を行うことが困難な状況にあることから、地域の実情に合った基盤整備事業を推進します。

また、自給的農家や兼業農家、高齢農業者なども参画できる地域ぐるみによる集落営農を構築するとともに、隣接する集落との連携による広域的な農業経営体制の確立を促進します。あわせて、状況によっては、これまで農業との関りが無かった異業種からの企業参入を検討します。

平地に比べて生産条件の不利性を持つ中山間地域においては、地域が有する多面的機能を一層確保し、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、水路、農道などの保全管理活動を行う取組を支援します。

また、高齢者や女性の労働力も活用して生産する、夏季冷涼な気候を生かした少量多品目の野菜を直接販売する取組を支援します。

さらに、体験交流などを通じた農業・農村に対する理解を深める活動を推進するとともに、都市と農村の交流拠点づくりや、農村空間の有する魅力を最大限に活用した環境づくりに取り組みます。

2 中部地域

店舗や住宅などと農地が混在した地域であり、生産地に消費者が多数存在するという特性があります。

食への不安が高まっている中で、消費者に対して「生産者の顔が見える」野菜を供給していくことが期待されていることから、生産地に消費者が多数存在するという特性を生かし、農産物直売施設などを積極的に利用するなどの取組を推進します。

また、農業体験を通じて住民と交流する場所の提供、定年退職した人たちの仕事や趣味の場の提供も期待されており、市民農園や体験農園など、地の利を生かした市民の活動場所としての農地の利活用を推進します。

さらに、個別経営と広域農作業受託組織などの地域内の関係組織が連携した労力調整や作業受託などを推進し、地域全体として効率的な営農の仕組みづくりを促進します。



3 南部地域

藩政時代に開発された干拓地域を中心に、大規模な農地が集団的に存在する地域であり、基盤整備が進み、大区画かつ汎用化された農地を生かした農業生産活動が行われています。

一方で、基盤整備の進んでいない地域も存在していることから、効率的な農業生産活動が行えるよう、今後も営農体制の構築とあわせた基盤整備の推進により、生産条件の向上を図ります。

このような生産条件を生かし、より効率的な農業経営を推進するため、米、麦、大豆、飼料作物などを中心に、高品質で生産性の高い土地利用型農業の実現に努めます。

また、野菜や果物などの組み合わせによる複合経営や農家レストランなどによる経営の多角化、農商工の連携強化などによる持続的な農業経営を目指す取組を促進します。

さらに、生産から販売まで取り組む管理能力に優れた認定農業者や集落営農組織の育成や法人化を図り、安定した農業経営の確立を推進します。

本プラン中での「北部地域」「中部地域」「南部地域」のイメージ



第 8 章

第8章 重点プログラム

『農業・農村がもたらす多彩な恵みが生きるまち』とする将来像を目指し、次の2つのプログラムを重点プログラムに位置づけ、国や県の施策並びに市の施策と組み合わせながら重点的かつ総合的に取り組みます。

プログラム1：未来へつなぐ「農」

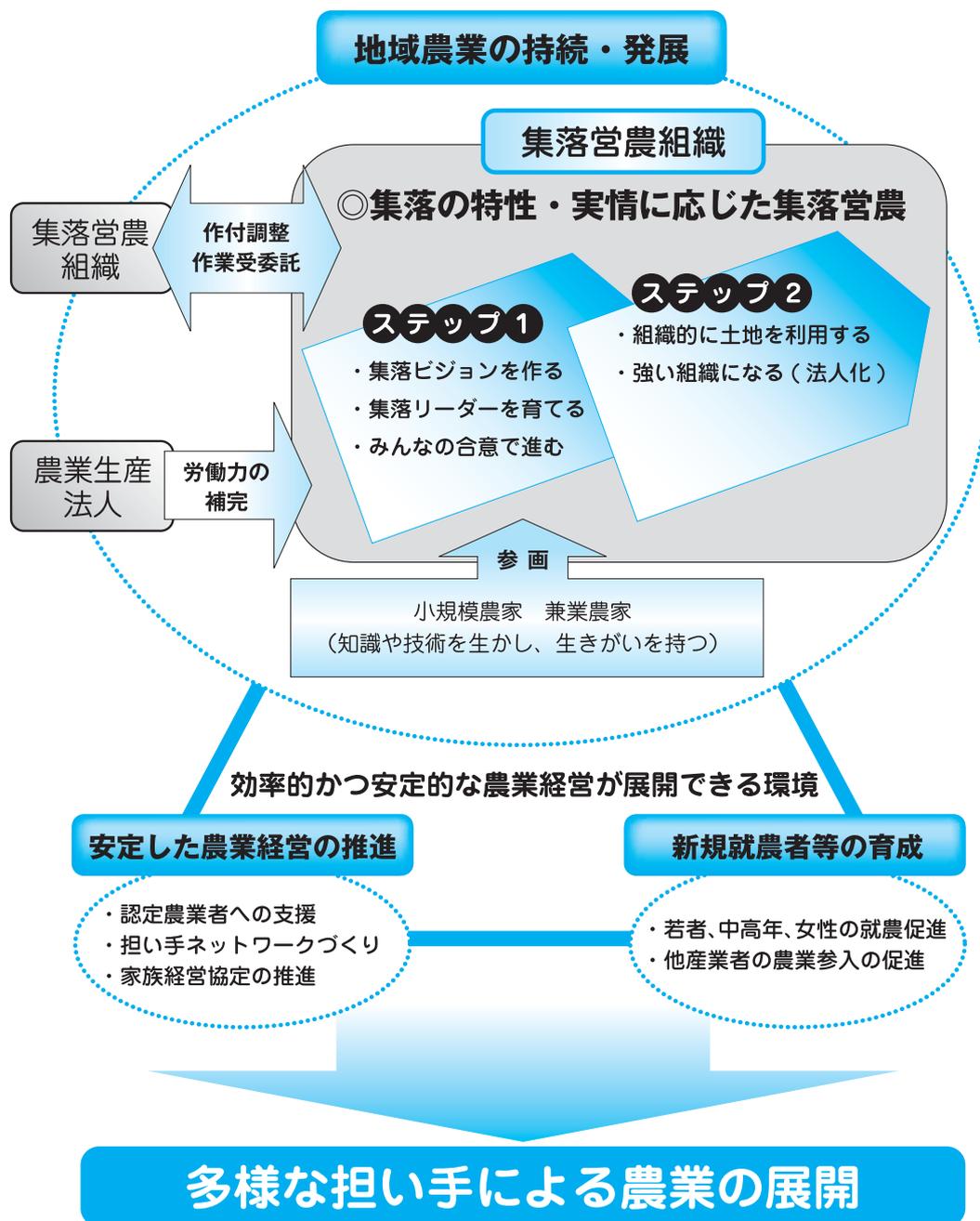
集落の特性や実情に応じた集落営農による効率的かつ安定的な農業経営が展開できる環境づくり

プログラム2：「食」と「農」をつなぐ

地産地消の取組による生産者と消費者との相互理解の増進と地元農畜産物などの購入しやすい環境づくり

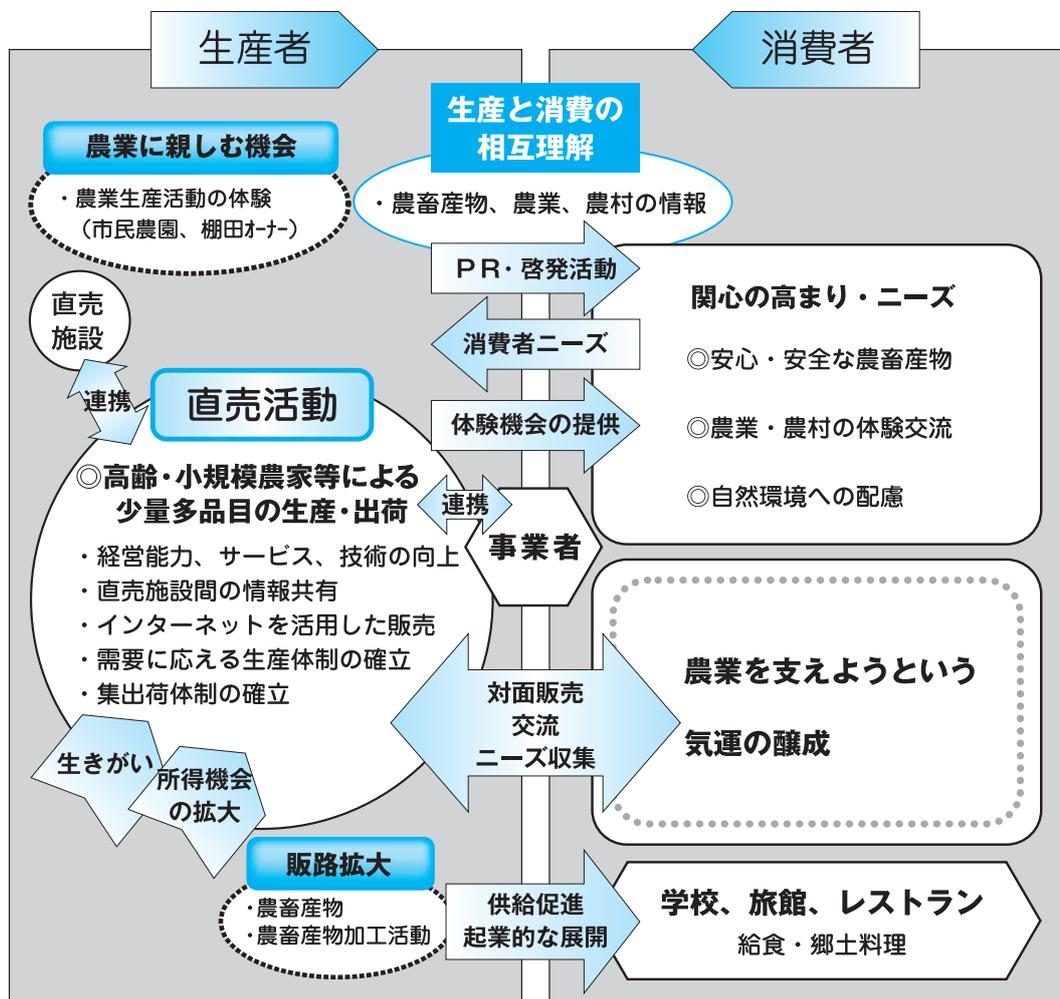
重点プログラム1：未来へつなぐ「農」

小規模農家や兼業農家、高齢農業者などが役割分担のもと、生きがいを持ってその知識と技能を生かしつつ、営農に参画できる集落営農の組織づくりを、集落の特性や実情に応じて推進します。さらに、新規就農者や認定農業者への支援などにより、多様な担い手による効率的かつ安定的な農業経営が展開できる環境づくりを推進します。



重点プログラム2：「食」と「農」をつなぐ

市民や消費者に農業・農村などに関する情報提供を行うとともに、生産現場や農業、農村に実際に触れる機会を提供し、相互理解を深めます。また、消費者が地元農畜産物などを購入しやすい環境づくりを進めるため、生産者と消費者が対面で交流できる直売活動の支援や、小規模農家などによる少量多品目の生産・出荷体制の確立を促進します。



地産地消の取組による食料自給率の向上

第 9 章

第9章 推進方策

農業者をはじめ、農業関係団体や行政、さらに、農産物の加工、流通、販売、消費に関係する事業者や市民など、様々な主体の役割分担と協働・連携による取組を進めることで、このプランの将来像の実現を目指します。

1 各主体の役割

(1) 農業者の役割

農業者は、創意工夫・意欲を持って農業生産活動に取り組み、農業経営を持続的・効率的・安定的に発展させるとともに、地域資源を活用した農村地域の活性化に中心的な役割を果たします。

- ・農業や農地の持つ社会的役割を認識し、地域の環境・景観に配慮した適正な農地管理（耕作・保全）を進めるとともに、市民から信頼される地域農業の確立に努める。
- ・農業経営者としての資質向上に努め、農業経営の安定化を図り、環境にやさしい農業に取り組み、安心・安全な農畜産物の生産に努める。
- ・市民・消費者との交流を図り、農畜産物の適正な情報を提供・発信するとともに、多様な流通システムを活用した安定的な市場出荷や地産地消に積極的に取り組み、新鮮で安心できる農畜産物の供給に努める。

(2) 農業関係団体等の役割

農業関係団体などは、市をはじめとする行政機関との連携・協力のもと、農業関係団体相互の連携を強化し、農業及び農村の振興に主導的な役割を果たします。

- ・農業者への適切な営農指導や経営改善指導を行い、地元農畜産物や農産加工品の産地化やブランド化を進め、生産量の拡大に努める。
- ・農畜産物や農産加工品のPRなどを積極的に行い、海外輸出も視野に入れた販売力強化に取り組むとともに、新たな流通ルートの確立に努める。
- ・農地を保全し、地域農業を持続的に発展させる立場から、農業者に対し適切な農地管理の指導に努める。
- ・農業者の声を聞いて、地元農産物を活用した料理を広くPRするなどして、地産地消や食育の推進に努める。

(3) 市民・消費者の役割

市民は、農業及び農村の持つ役割を十分に理解し、食生活の見直しや地域で生産された農畜産物の消費拡大に努めるなどにより、農業及び農村の振興に社会的な役割を果たします。

- ・食料・農業・農村の大切さを認識し、良好な農業環境や機能を維持・保全するための活動への協力に努める。
- ・市民農園や農業体験活動などへの参加を通して、農業者との交流を深めることで、農業と共生できる意識づくりに努める。
- ・食の安心・安全についての関心を高め、消費者が自ら情報を活用し、安心した食生活を送ることができるよう努めるとともに、地元で生産された農畜産物や農産加工品の積極的な購入・消費による地産地消の定着に努める。

(4) 事業者の役割

流通や販売、飲食業などに携わる事業者は、農業及び農村の持つ役割を十分に理解し、相互に連携を図るとともに、フードマイレージなど、農畜産物の消費における環境負荷低減に配慮し、地産地消の推進に関して能動的な役割を果たします。

- ・地元で生産された農畜産物や農産加工品などの積極的なPRを行い、消費者の購買・消費意欲の増進に努める。
- ・食の安全性確保を認識し、生産地情報などの把握及び提供に努める。
- ・消費者ニーズを把握し、生産者への情報提供に努める。
- ・生産者と消費者の間における新たな流通・販売体制づくりの確立に努める。

(5) 行政の役割

市は、本市農業及び農村の目指すべき姿の実現に向けて、このプランの基本方針に沿って、施策・事業を総合的・計画的に推進します。

また、市民・農業者・消費者・事業者・農業関係団体に対してこのプランの趣旨と本市における農業・農村の役割について十分に周知します。

- ・プランで示す将来像の実現に向けた農業者、市民の取組に対して、事業の導

入などにより直接的、間接的な支援に努める。

- ・隣接自治体、県や農業協同組合など関係諸機関、及び市内部の関係部署との連携に努める。
- ・情報提供、普及啓発、研修、助成事業などの手段を講じながら、生産、流通、販売、消費、農地保全などへの支援、及び市民・消費者と農業者の相互理解や交流の推進に努める。
- ・持続的な地域農業の振興を図るため、国や県に対し必要に応じて制度の弾力的な運用や有効な制度の創設などの要望を積極的に行う。

2 プランの管理

プランを推進するに当たって、農業関係団体などと密接に連携・協力しながら、毎年度、各種事業の実施状況などの検討・評価を行い、より効率的かつ効果的な事業実施を目指した進行管理を行います。

また、中長期的には、農業をめぐる環境が大きく変動することも予想されることから、本プラン策定後も本市農業の実態に即して、見直しを適宜実施することとします。

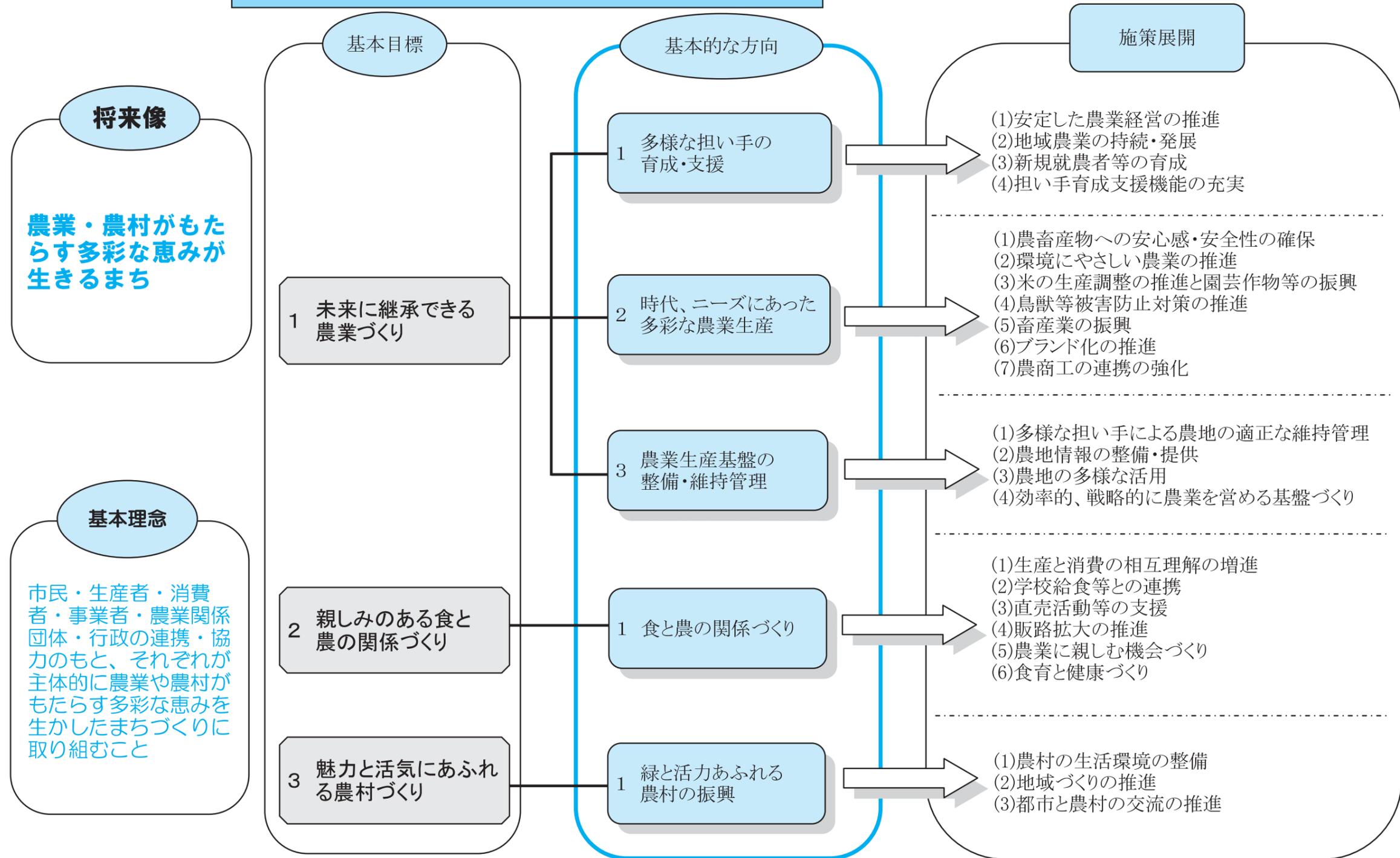
3 多様な制度の活用

効率的なプランの推進を行うため、生産、流通、販売、消費、さらには、地域づくりなど様々な分野の振興策の実施に当たって、既存の様々な補助制度について研究し、活用を図ります。

4 予算措置

プランの方向性に沿った事業を実施する上で、適正な予算の確保に努め、限られた財源の効果的・効率的な活用を行うことで、最大の成果が得られるように努めます。

山口市食料・農業・農村振興プランの施策体系



資料編

資料編

山口市食料・農業・農村振興プラン策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 生産・流通・消費等に係る広く市民の総意を集結し、本市における食料・農業・農村のあり方について検討を行うため、山口市食料・農業・農村振興プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 山口市食料・農業・農村振興プランの策定に関して意見を述べること
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、本市の食料・農業・農村に深く関わりある者の中から、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、委員会を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、所掌事務の達成をもって終了するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済部農業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

山口市食料・農業・農村振興プラン策定委員会委員名簿（50音順：敬称略）

氏名	所属
粟屋 富次	防府とくち農業協同組合
磯部 光生	株式会社山口青果卸売市場
板垣 幸男	山口市徳地農業公社
糸原 義人	山口大学
岩崎 喜美子	公募委員
小田 昌宏	山口中央農業協同組合
河村 喜代子	山口県指導農業士協会
重宗 哲美	山口市認定農業者の会
舌崎 恵勝	山口県山口農林事務所
末永 洋三	山口市農業委員会
高木 直哉	生活協同組合コープやまぐち
田戸 洋志	公募委員
福江 香代子	山口市生活改善実行グループ連絡協議会
藤井 公	山口商工会議所
藤永 雅則	山口宇部農業協同組合
吉富 崇子	山口消費生活研究会

策定経過

年月日	内容
平成20年7月15日	第1回策定委員会（委員委嘱、趣旨などについて）
平成20年8月25日	第2回策定委員会（素案などについて）
平成20年10月20日	第3回策定委員会（原案などについて）
平成21年1月8日	第4回策定委員会（中間案などについて）
平成21年2月1日～ 3月2日	山口市食料・農業・農村振興プラン中間案に対するパブリック・コメントの実施
平成21年3月6日	第5回策定委員会（最終案などについて）

各種アンケート調査（一部抜粋）

山口市の農業振興に係る農家意向調査（平成18年12月実施）

対象：農業協同組合員（回答数：689人）

問：耕作放棄地となった主な理由は何ですか？（複数回答可：3つ以内）

山口市農業者アンケート（平成20年9月実施） 山口市集落営農アンケート その1

対象：農業生産法人、特定農業団体・任意団体（回答数：9法人、35団体）

問：集落営農を行うことのメリットは何だと思えますか？（複数回答可：3つ以内）

山口市農業者アンケート（平成20年9月実施） 山口市集落営農アンケート その2

対象：農業生産法人、特定農業団体・任意団体（回答数：9法人、35団体）

問：集落営農を行うことのデメリット・困難性は何だと思えますか？（複数回答可：3つ以内）

山口市農業者アンケート（平成20年9月実施） 認定農業者向け その1

対象：認定農業者（回答数：96人）

問：ご自分の農業を今後どのようにしたいと考えておられますか？（複数回答可：3つ以内）

山口市農業者アンケート（平成20年9月実施） 認定農業者向け その2

対象：認定農業者（回答数：96人）

問：農業経営上の悩みは何ですか？（複数回答可：2つ以内）

農業・農村に関する意向調査（平成20年9月実施） 生活改善実行グループ向け その1

対象：生活改善実行グループ会員（回答数：85人）

問：農業の魅力は何だと思われますか？（複数回答可：3つ以内）

農業・農村に関する意向調査（平成20年9月実施） 生活改善実行グループ向け その2

対象：生活改善実行グループ会員（回答数：85人）

問：農業のマイナスイメージは何だと思われますか？（複数回答可：3つ以内）

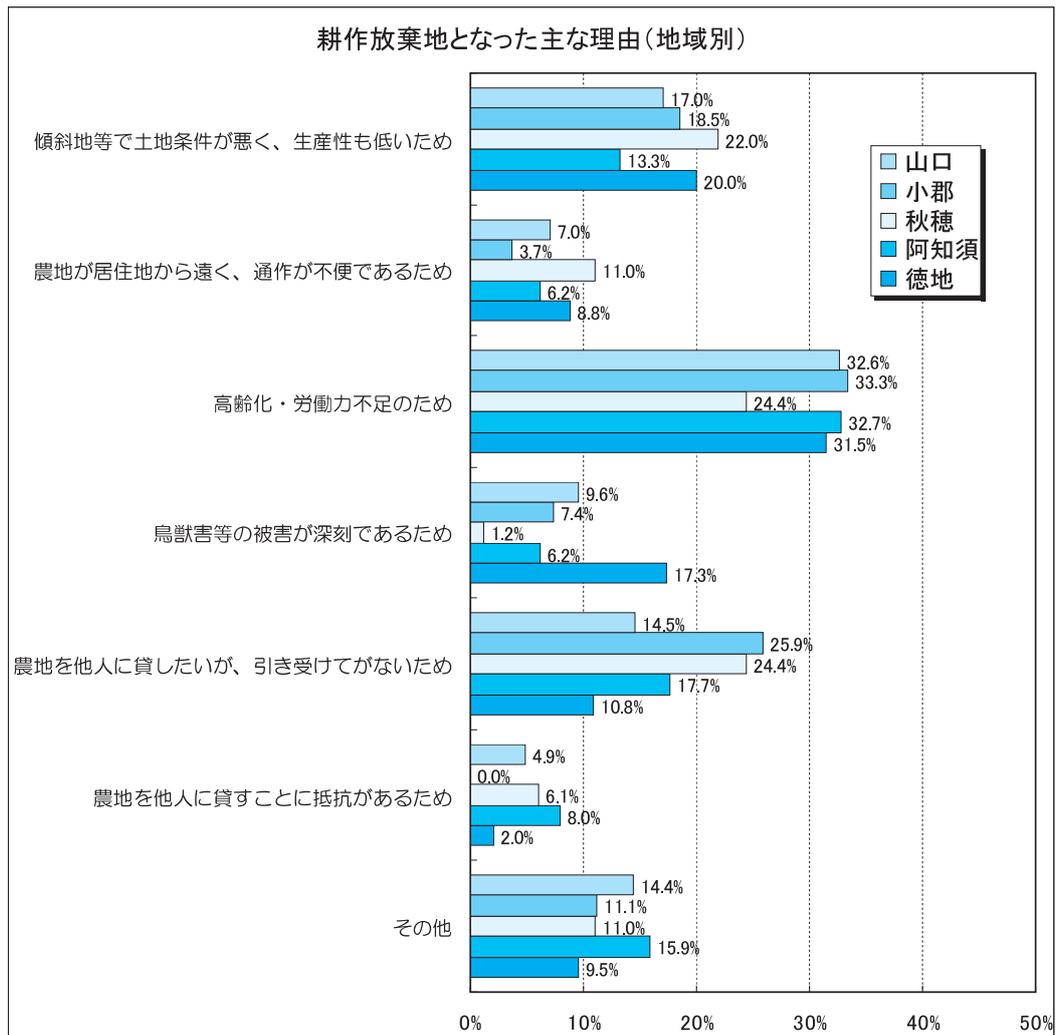
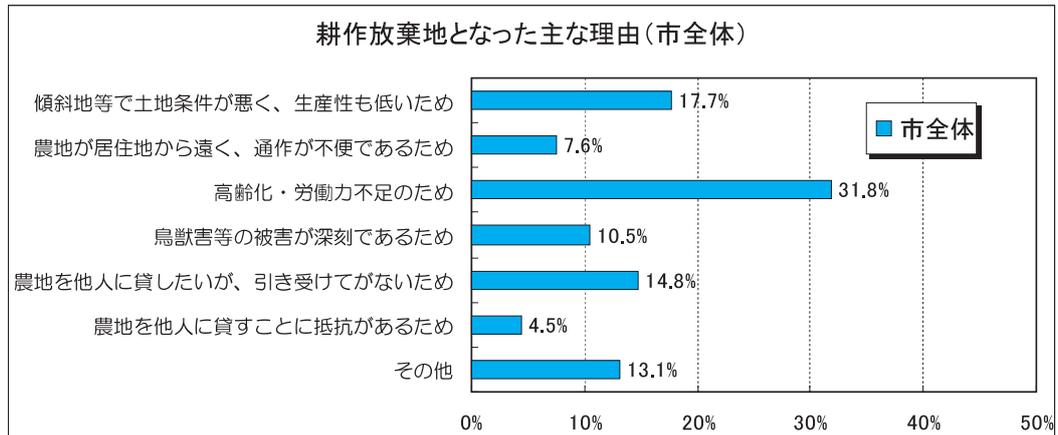
直売活動の活性化等に関する意向調査（平成20年9月実施）

対象：朝市などの運営者（回答数：26人）

問：直売活動を活性化するために、どのような取組が重要だと考えますか？

山口市の農業振興に係る農家意向調査（平成18年12月実施）

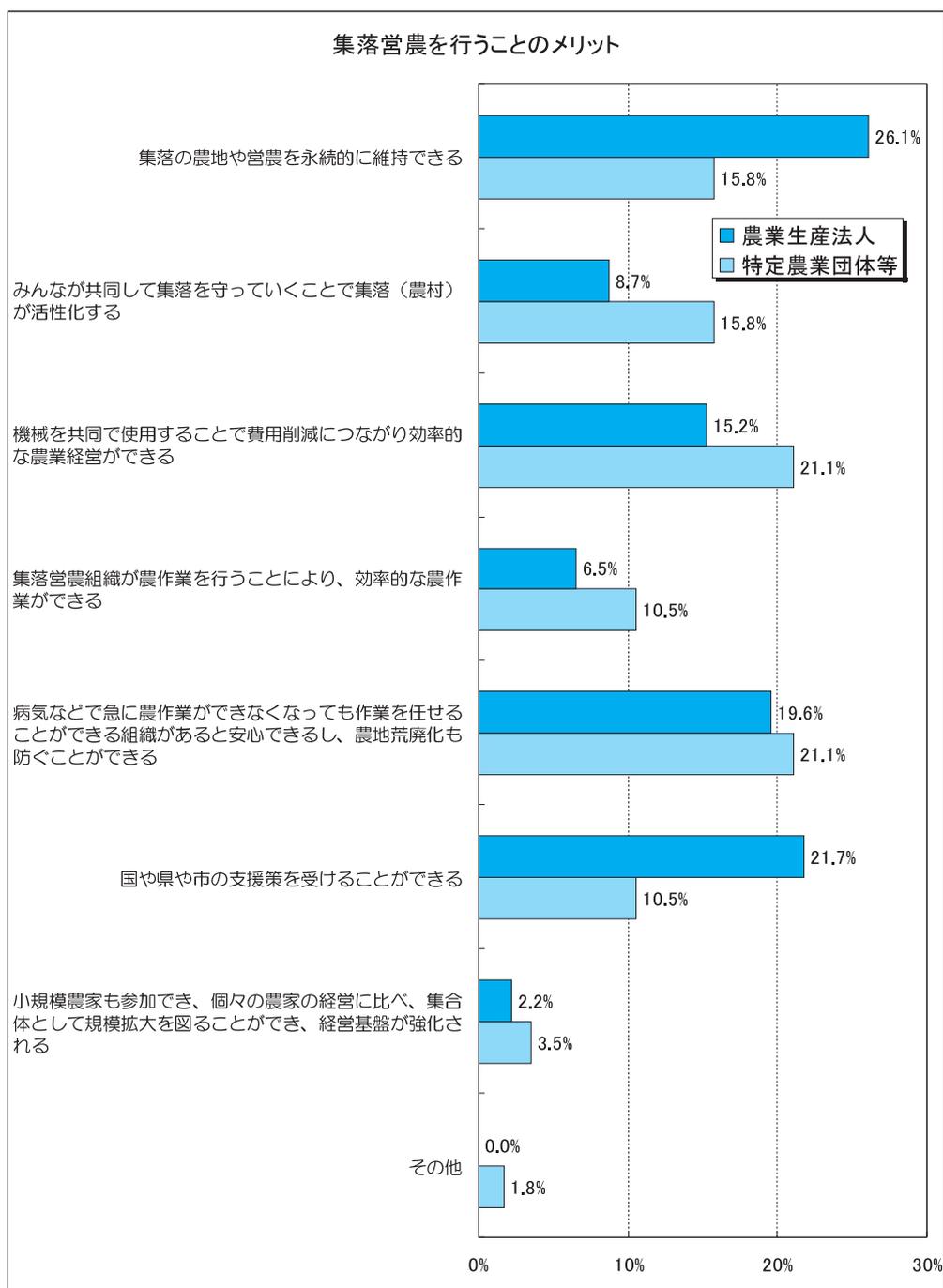
対象：農業協同組合員（回答数：689人）



山口市農業者アンケート（平成20年9月実施） 山口市集落営農アンケート その1

対象：農業生産法人、特定農業団体・任意団体（回答数：9法人、31団体）

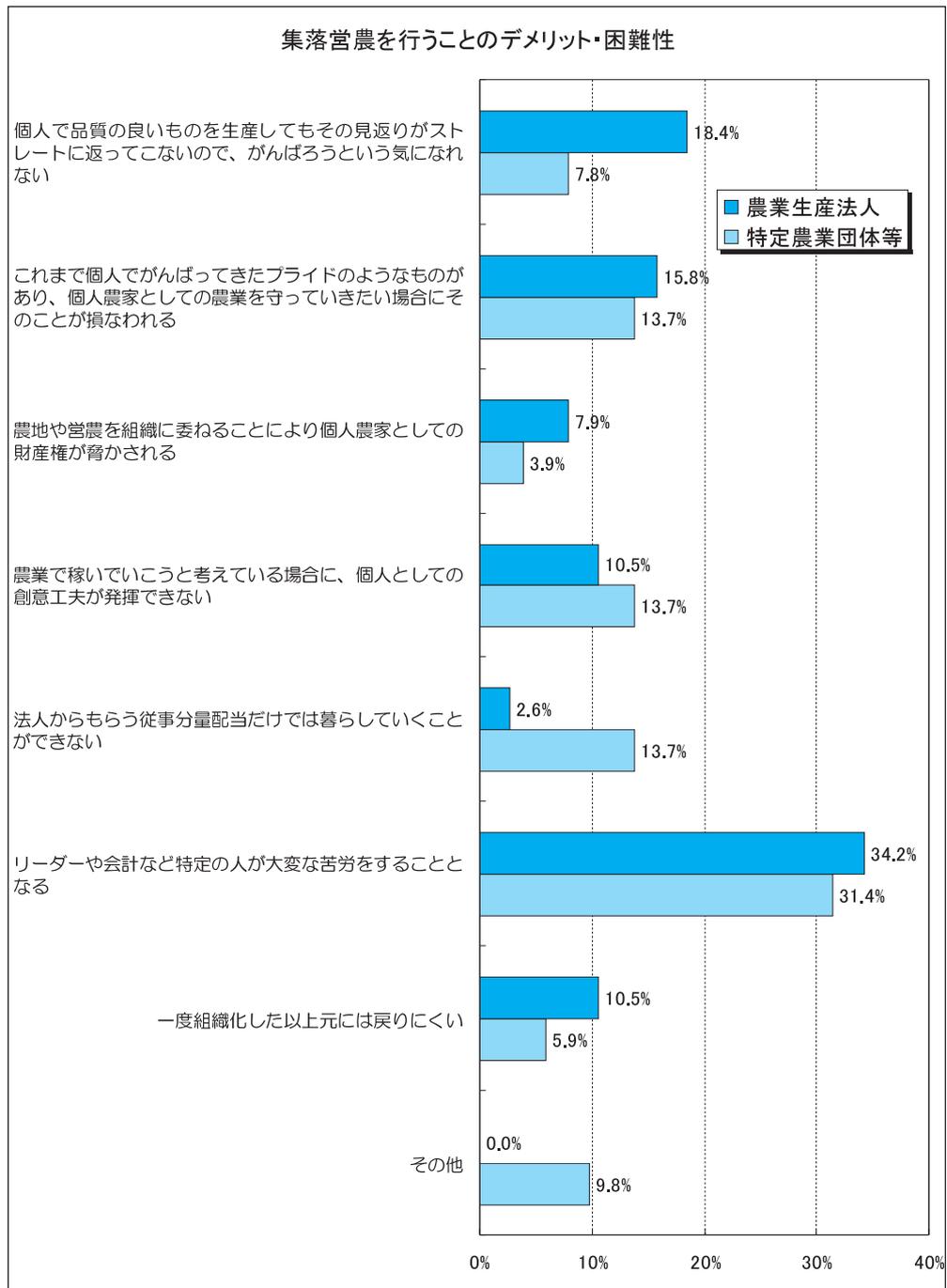
問：集落営農を行うことのメリットは何だと思えますか？（複数回答可：3つ以内）



山口市農業者アンケート（平成20年9月実施） 山口市集落営農アンケート その2

対象：農業生産法人、特定農業団体・任意団体（回答数：9法人、31団体）

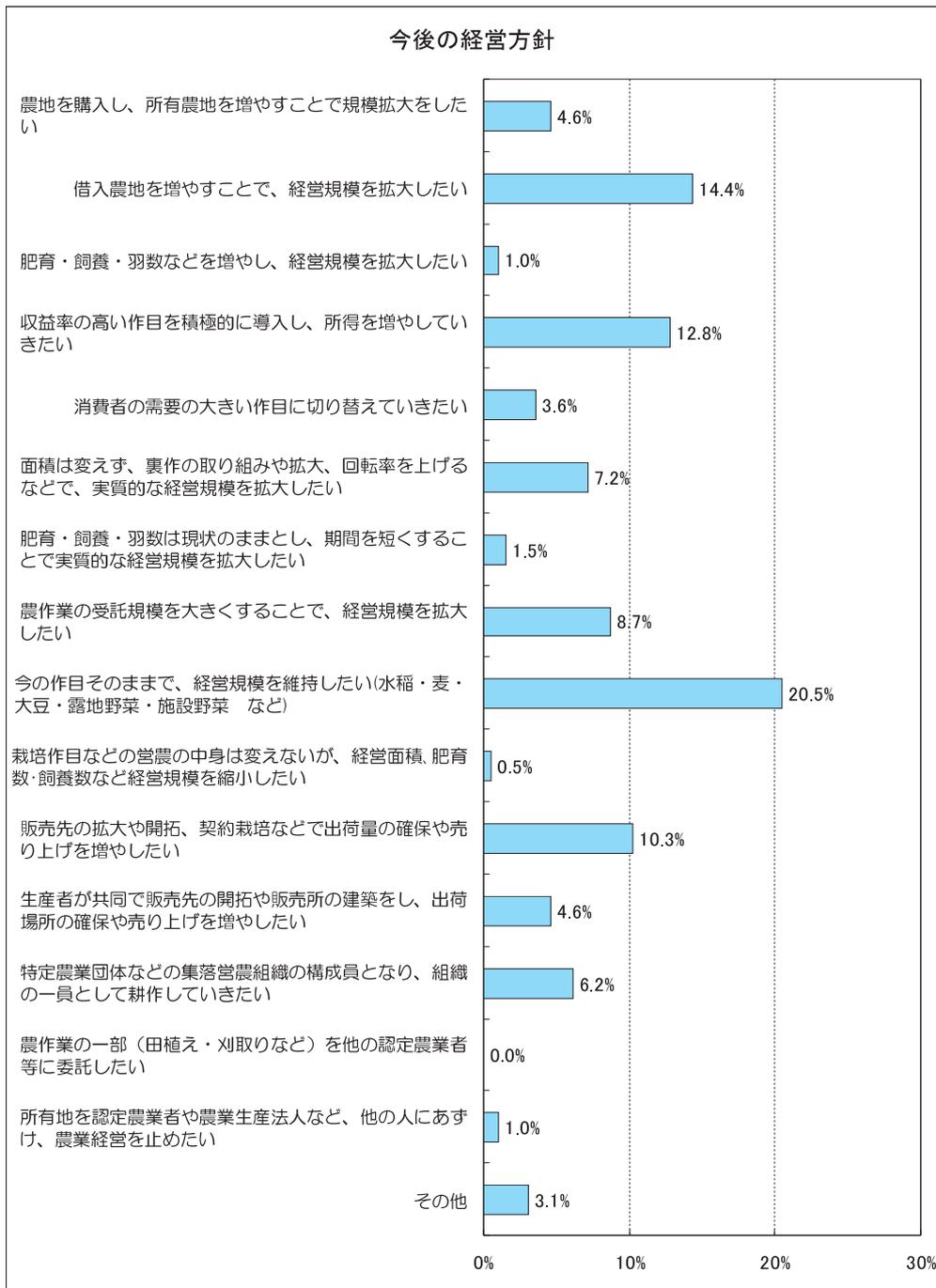
問：集落営農を行うことのデメリット・困難性は何だと思いますか？（複数回答可：3つ以内）



山口市農業者アンケート（平成20年9月実施） 認定農業者向け その1

対象：認定農業者（回答数：96人）

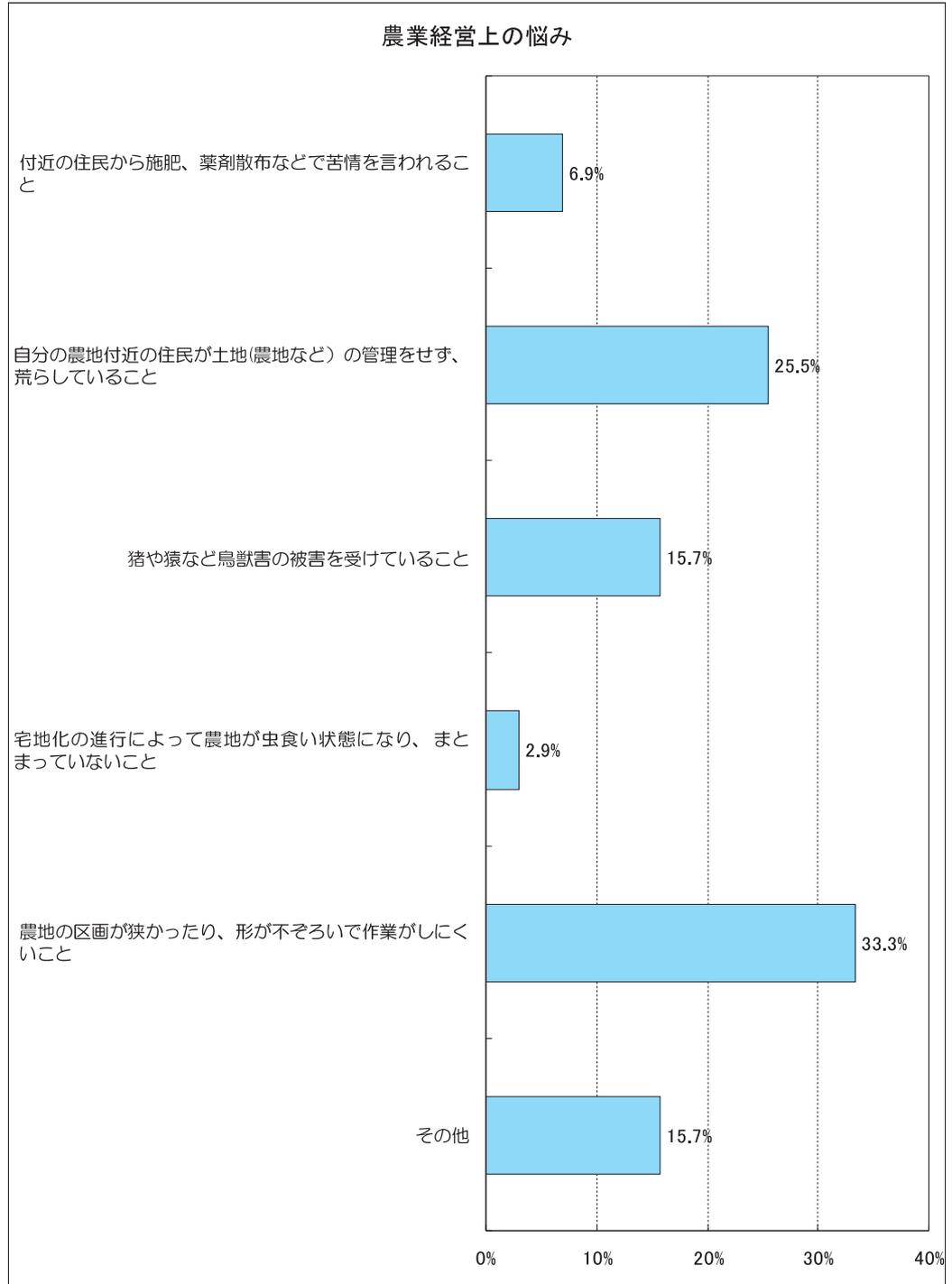
問：ご自分の農業を今後どのようにしたいと考えておられますか？（複数回答可：3つ以内）



山口市農業者アンケート（平成20年9月実施） 認定農業者向け その2

対象：認定農業者（回答数：96人）

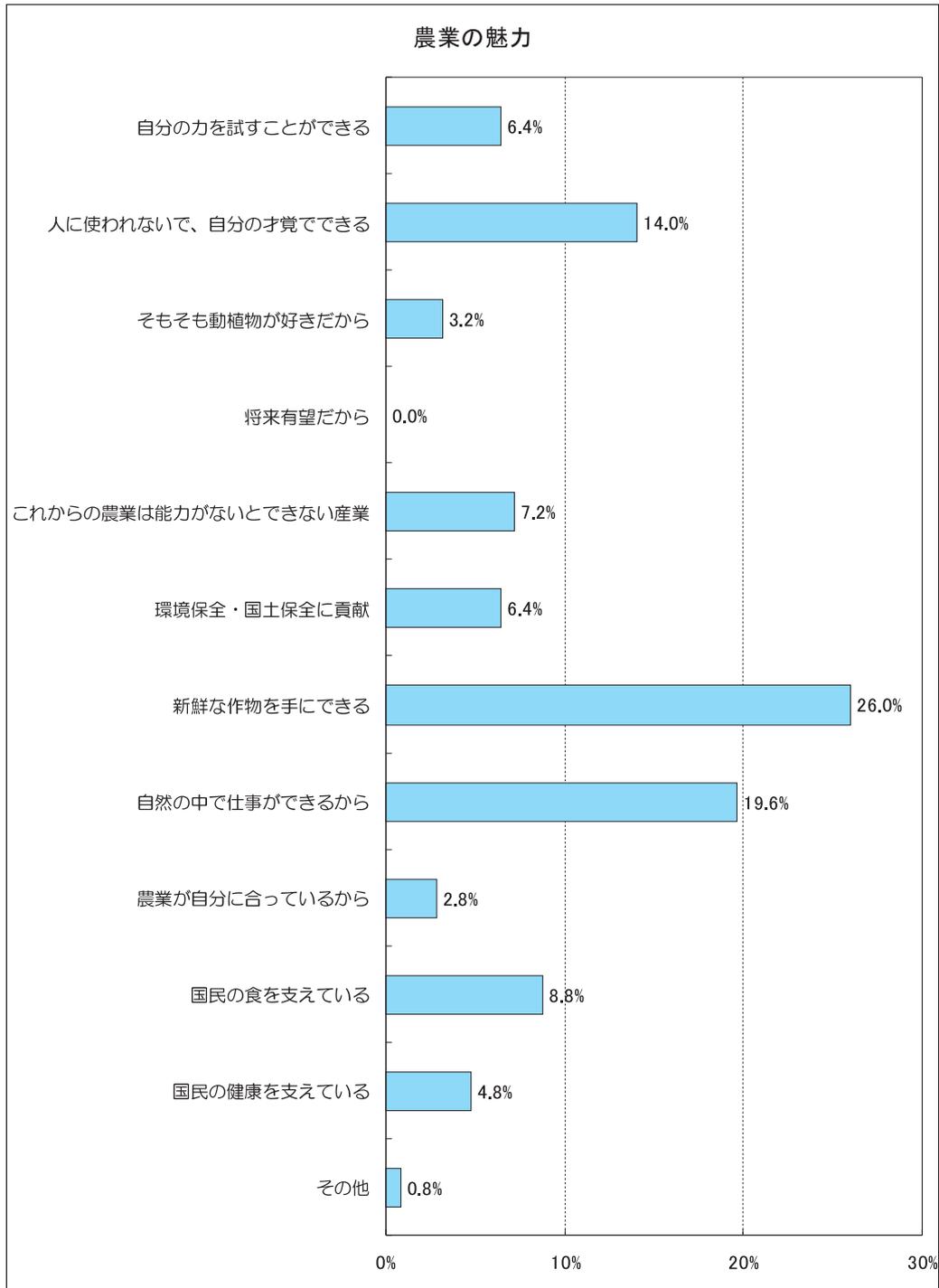
問：農業経営上の悩みは何ですか？（複数回答可：2つ以内）



農業・農村に関する意向調査（平成20年9月実施）生活改善実行グループ向け その1

対象：生活改善実行グループ会員（回答数：85人）

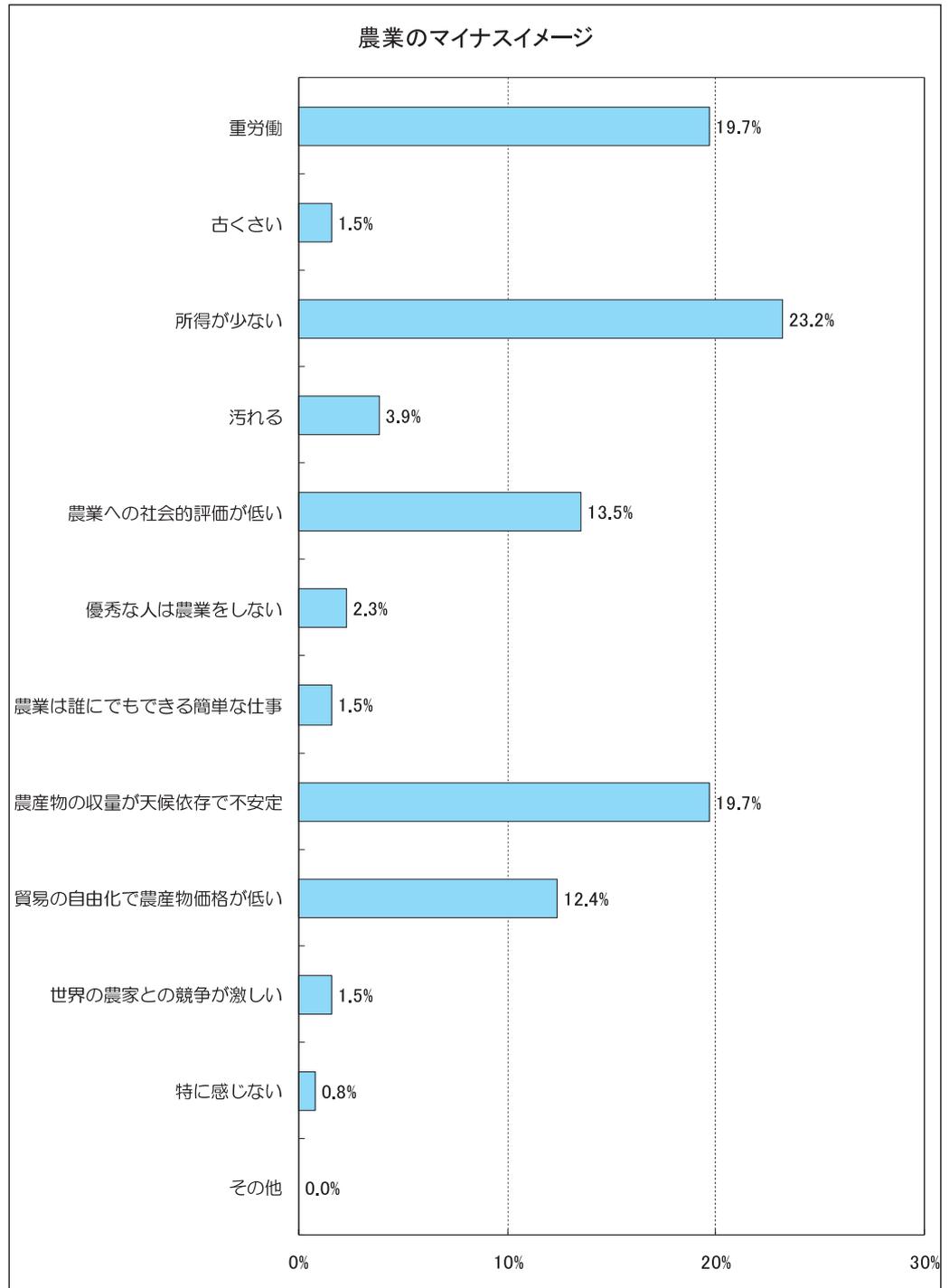
問：農業の魅力は何だと思われますか？（複数回答可：3つ以内）



農業・農村に関する意向調査（平成20年9月実施）生活改善実行グループ向け その2

対象：生活改善実行グループ会員（回答数：85人）

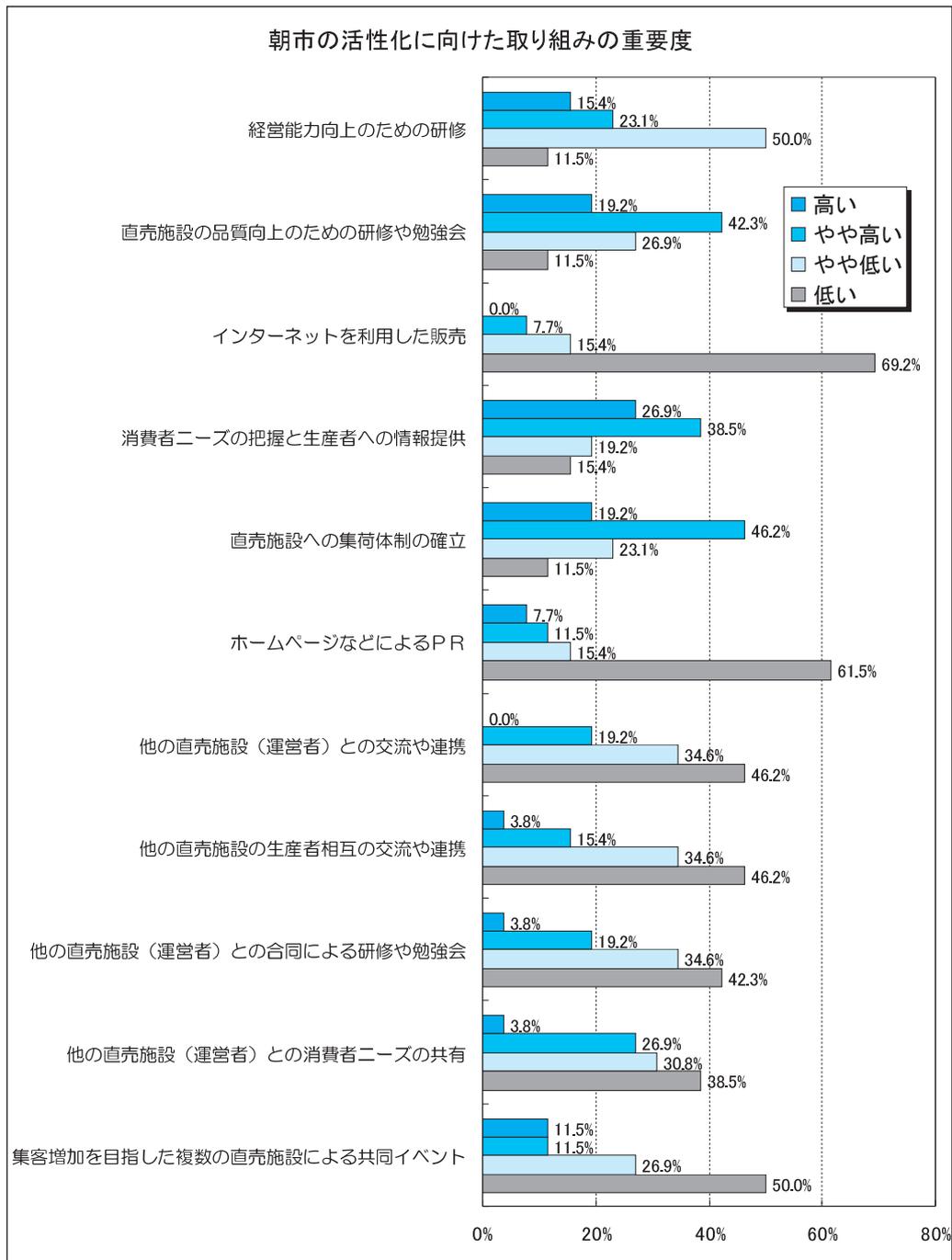
問：農業のマイナスイメージは何だと思われますか？（複数回答可：3つ以内）



直売活動の活性化等に関する意向調査（平成20年9月実施）

対象：朝市などの運営者（回答数：26人）

問：直売活動を活性化するために、どのような取組が重要だと考えますか？
（以下の項目それぞれの重要度を選んで下さい。）



山口市食料・農業・農村振興プラン 用語等説明（ページ順）

初出ページ	用語等	用語等説明
1	食料自給率	<p>私たちが食べている食料のうち、どのくらいが日本で作られているかという割合のことです。</p> <p>食料自給率には、</p> <p>①国内生産量、輸入量など、その食品の重さそのものを用いて計算した「重量ベース自給率」。</p> <p>②食料に含まれるカロリーを用いて計算した「カロリーベース総合食料自給率」。(カロリーベース自給率の場合、牛乳、牛肉、豚肉、鶏肉、卵には、それぞれの飼料自給率がかけられて計算されます。)</p> <p>③カロリーの代わりに、価格を用いて計算した「生産額ベース自給率」。</p> <p>という3種類の計算方法があります。</p> <p>このプランの中では、②「カロリーベース総合食料自給率」を食料自給率として使用しています。</p>
1	農業、農村の持つ多面的機能	<p>国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる農畜産物の供給以外の多面にわたる機能のことをいいます。</p>
1	バイオマス	<p>家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものをいいます。</p> <p>地球温暖化に対する取組として、温室効果ガスの削減があります。二酸化炭素(CO²)の排出源である化石資源由来のエネルギーや製品を、<u>カーボンニュートラル</u>(注)という特性を持つバイオマスで代替することにより、CO²の発生を抑制し、地球温暖化の防止に貢献することが急務となっています。</p> <p>(注) バイオマスを燃焼することなどにより放出されるCO²は、その成長過程で光合成により大気中から吸収したCO²であることから、大気中のCO²を増加させないということです。</p>
1	地産地消	<p>①地域の消費者ニーズを的確に捉えて生産を行う取組。②地域で生産された農畜産物を地域で消費しようとする取組。</p> <p>の両面を持った取組のことです。</p>

初出ページ	用語等	用語等説明
5	日本型食生活	日本の気候風土に適した米（ごはん）を中心に農畜産物、水産物など多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいいます。
6	フードマイレージ	「食料の（＝ ^{フード} food）輸送距離（＝ ^{マイルー} mileage）」という意味。重量×距離（たとえばトン×キロメートル）であらわします。食料の生産地から消費地までの距離に着目し、なるべく近くでとれた食料を食べること（地産地消）は、輸送に伴うエネルギーを出来るだけ減らし、環境への負荷を軽減することになります。
9	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲のある農業者が自らの経営を計画的に改善するために5年後を目標として作成した「農業経営改善計画」を市が認定した農業者のことをいいます。
9	農業生産法人	農業者が中心となって組織され、農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行うことのできる、農地法第2条第7項に規定された法人のことをいいます。
9	特定農業法人	担い手不足が見込まれる地域において、農用地利用改善団体（農地の出し手）が作成する「特定農用地利用規程」に位置付けられた、その地域の農用地面積の過半を集積する相手方（受け手）として特定された農業生産法人のことをいいます。（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）
9	特定農業団体	集落内の農地の有効利用及び担い手の経営改善を図っていくため、農用地利用改善団体（農地の出し手）が作成する「特定農用地利用規程」に位置づけられた、その地域の農用地面積の3分の2以上の農作業の受託を行う相手方（受け手）として特定された団体をいいます。（農業経営基盤強化促進法第23条第4項） また、5年以内を目標に農業生産法人となることを目指すこととしています。
11	中山間地域	一般的には「平野部の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域」（農業白書）とされています。
11	小規模・高齢化集落	「高齢化率50%以上」かつ「20世帯未満」の集落のことをいいます。

初出ページ	用語等	用語等説明
11	耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはつきりした意思のない土地のことをいいます。
13	農振農用地	県知事が指定した「農業振興地域」について、市は「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていこうとする優良農地について、「農用地等」として利用すべき土地の区域（農用地区域）を指定します。 これを「農用地利用計画」といい、ここで指定された「農用地等」を「農振農用地」（いわゆる青地）といいます。
13	ほ場整備を行った面積の占める割合	農振農用地区域面積のうちには、急傾斜地や棚田といった、ほ場整備を行うのに困難な地域も含まれるため、最終的に100%になるものではありません。
14	食育	国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習などの取組をいいます。 また、食育基本法の前文において、「食育」は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとして、食育の推進が求められるとされています。
14	教育ファーム	自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深めることなどを目的として、農林漁業者などが一連の農作業などの体験（農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上期間をかけて行うもの）の機会を提供する取組をいいます。
21	退職帰農者	概ね50歳以上であり、退職などをきっかけに、就農した者や、集落営農組織や集落営農法人の役員や専任オペレーターとして、地域農業の担い手として活動に参加する者のことをいいます。

初出ページ	用語等	用語等説明
21	エコファーマー	<p>環境に配慮した農作物の生産計画を作成し、その計画が県知事に認定された農業者のことをいいます。計画は作物ごとに作成し、認定に当たっては5年後を目標に化学肥料や農薬を現行より30%低減するなどの条件があります。</p>
21	重点推進作物	<p>地域ビジョンにおいて推進している野菜の主要品目で、各地域の水田農業推進協議会（注）ごとに異なります。</p> <p>○山口、小郡、秋穂地域の重点推進作物： タマネギ、キャベツ、ブロッコリー、ハクサイ、はなっこりー、イチゴ、ハウレンソウ、トマト、ミニトマト。</p> <p>○阿知須地域の重点推進作物： タマネギ、キャベツ、ジャガイモ、ニンジン、キュウリ、ナス、はなっこりー、ブロッコリー、カボチャ、マコモタケ、イチゴ。</p> <p>○徳地地域の重点推進作物： タマネギ、ハクサイ、イチゴ、ピーマン、ヤマノイモ、ハウレンソウ。 （以上は、平成20年現在の地域ビジョンによるものです。）</p> <p>（注）平成16年の米政策改革によって、JAや行政など地域の関係者で構成する「地域ビジョン」を作成、推進するための機関のことをいいます。県内ではJAの管轄ごとに設置されています。</p>
22	学校給食における地場産食材（県産品）を使用する割合	<p>県の「地域に根ざした学校給食推進事業に係る地場産食材利用状況」調査の中で、毎学期ごとに学校給食に使用した食品数のうち、県産の使用割合です。</p>
22	安心・安全システム	<p>県の農産物安心・安全システム導入モデル事業による、消費者へ栽培履歴情報などを提供できるシステムのことをいいます。</p> <p>JA山口中央では、米を対象品目として、農家が専用用紙に記入した生産履歴を読み込んでデータベース化し、開示の請求があった場合に公開できるように一括管理を行っています。</p>
23	都市農村交流の人口	<p>市内3つの道の駅の来客数を代替の指標としています。また、来客数は、レジを通過した客数より推計しています。</p>

初出ページ	用語等	用語等説明
26	U J I ターン	<p>大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことをいいます。</p> <p>Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態のことです。</p>
27	認証制度	<p>無化学農薬・無化学肥料の認証制度として、J A S法による有機J A S制度や、県独自のエコやまぐち農産物認証制度があります。</p> <p>また、エコやまぐち農産物認証制度では、化学農薬・化学肥料の使用を県の基準の50%以下に削減した農産物についても、水稻や野菜など57品目を対象に認証制度があります。</p>
27	G A P (Good Agricultural Practice)	<p>農業生産現場において、適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、その実践・記録・点検に取り組む農業生産管理手法であり、農畜産物のブランド化を図るため、産地全体で取り組む例もあります。</p> <p>現在、国内に複数あるG A Pの標準化が進められているところです。</p>
28	未利用資源	<p>農業生産につながる可能性を有する生産資源で現在、十分な利活用がされていないもののことをいいます。</p> <p>都市部における未利用資源としては、廃食油、下水汚泥あるいは食品残渣など、農村部における未利用資源としては間伐材をはじめとした林地残材、稲わら・もみ殻、あるいは中山間地域の傾斜に伴う小規模な水力エネルギーなどがあります。</p>
29	接近警報システム	<p>捕獲した猿に発信機を装着して群れに帰すことにより、野猿群が受信機から一定の範囲内に接近すると光って知らせるシステムで、猿の行動調査にも活用されています。</p>
30	山口型放牧	<p>山口県では、農地保全と飼養管理の省力化を目的とした放牧に「山口型放牧」というブランド名をつけて、積極的に取り組んでいます。</p> <p>平成元年に全国に先駆けて、耕作放棄地を利用した画期的な放牧を開始しました。畜舎周辺の棚田などで固定式の施設を用いて行う「水田放牧」と、電気牧柵を用いて放牧場所を自由に移動していく「移動放牧」があります。</p>

初出 ページ	用語等	用語等説明
42	土地利用型農業	労働生産性を高めて低コスト化を図るため、広大な農地を利用して、水稲・麦などの大規模経営を行う農業形態のことをいいます。

山口市食料・農業・農村振興プラン

編集・発行 平成21年（2009年）3月
山口市経済部農業振興課
〒753-8650
山口県山口市亀山町2番1号
TEL 083(934)2815
FAX 083(934)2651
E-mail n-sinko@city.yamaguchi.lg.jp
<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>

山口市食料・農業・農村振興プラン

山 口 市